

## 平成17年第2回防府市議会定例会会議録(その3)

平成17年6月21日(火曜日)

### 議事日程

平成17年6月21日(火曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

### 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

### 出席議員(30名)

1番	今津誠一君	2番	伊藤央君
3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

### 欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	和田康夫君	教育長	岡田利雄君
教育委員会参事	恵藤豊君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 1分 開議

○議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、松村議員、4番、山下議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。7番、藤本議員。

〔7番 藤本 和久君 登壇〕

○7番（藤本 和久君） おはようございます。みどりの会の藤本でございます。通告に従いまして、3件質問をします。

最初に、下水道事業に関して、2点質問をします。

1点目、防府市の下水道整備は、昭和33年から防府駅を中心とした市街地の浸水防止を目的として、雨水とし尿を含む汚水の両方を取り込む合流式で整備され、昭和47年に

浄化設備が整備されてからは、し尿を含む汚水のみを取り込む分流式で整備されてきたと伺っています。

少し古いのですが、平成13年6月14日の朝日新聞に、大都会の下水の一部が雨になると未処理のまま海に流れ込んでいるというショッキングな記事が掲載されていました。「下水道には、し尿を含めた汚水と雨水を同じ管で流す合流式と、污水管と雨水管が別にある分流式がある。合流式は、雨天時に大量の雨水と汚水が流入すると、未処理のまま、一部が川や海に放流される。今は、分流式が主流だが、戦後早く下水道整備をした大都会のほとんどは合流式で、東京都区部は8割を占める。東京都の場合は、年間80回の降雨のうち、約40回あふれ出している」と、記事は伝えています。

ありていに言えば、し尿を含む汚水の垂れ流しです。雨水で、通常よりは薄まっているとはいえ、海洋汚染の一因になっていることは否めません。防府市は幸い合流式で整備した地域は少なく、防府駅周辺の約78ヘクタールが合流式と聞いていますが、雨天時、このような心配はしなくていいのか、聞かせてください。

2点目、防府市の下水道整備は、先ほど述べましたが、昭和33年から開始され、既に46年を経過しています。現在、下水道の整備率は44.3%で、平成30年度までには市街化区域については完了する計画ですが、整備しながら、一方では下水道管の老朽化も心配しなくてはなりません。下水道管から汚水が漏れると、地下水を汚染することになり、あってはならないことです。汚水の漏れはカメラで検査する方法があるようですが、漏れているのを発見したのでは遅く、汚水が漏れていないことを保証する必要があります。すなわち、老朽化をどのような方法で検査し、どのような判断基準で補修するのか、当下水道管の品質保証体制について聞かせてください。

続いて、文化財の保存及び活用について質問をします。

歴史・文化にうとい者が質問するのはいかなるものかと思いますが、臆することなく質問をさせていただきます。

防府市は、規模の大小は別として、都市機能はほとんど整備されていると認識しております。しかし、歴史や文化に関するハード面の整備についてはおこなわれていると思います。文化財保護法第1条で「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と、その目的をうたっております。すなわち、この目的を達成するには、文化財を保存し、かつその活用を図る施設の整備は不可欠だと法律は暗に示唆しています。

施設の整備については議会の一般質問でも取り上げられておまして、最近では、平成12年12月議会で藤野議員が、平成14年6月議会で山田議員が要望されていますが、

実現しておりません。

防府市は、第三次総合計画の中で、文化財を次世代へ継承し、積極的に活用するため、文化財に関するこれまでの調査成果や資料などを保存・展示、さらには教育・普及及び情報発信や体験学習などのできる複合的施設の整備について検討すると示し、施設整備の必要性を認識しています。必要性は認識しているにもかかわらず施設の整備ができないのは、財政事情からと推察しますが、防府市のまちづくりも、わずかながら変化をしており、不可能だったものが可能になるチャンスは生まれます。

例えば、防府駅北てんじんぐち市街地再開発事業で空き家となる予定の現在の図書館を活用するのも選択肢の一つだと思います。複合的施設の整備計画を聞かせてください。

最後に、ごみ問題について、2点質問をします。

1点目、不燃ごみの収集に関して質問をします。

市は、行政改革の一環として、平成16年度から不燃ごみの収集及び運搬を民間委託しました。民間委託に何ら問題は感じていませんが、委託先が不燃ごみ袋の中身をすべてチェックし、可燃ごみ、資源ごみ等があれば収集せずにその場に放置する問題が発生しています。確かに、各家庭から出される不燃ごみ袋の中には、可燃ごみや資源ごみ等が混在しているのは事実ですが、市が収集していたときは、このような問題は発生しておりません。各家庭の不燃ごみへの意識の低下ではなく、民間委託が原因だと思います。委託先が、なぜ時間をかけてまで不燃ごみ袋の中身をすべてチェックするのでしょうか。答えは言わずとも察しがつくと思います。

困った自治会では、防衛策として、不燃ごみ収集日に数人で各家庭から出された不燃ごみ袋の中身をチェックするようになりました。自治会によっては異常に反応しているところもありまして、私の自治会では、自治会長と役員が袋の中身をチェックし、可燃物、不燃ごみ等があれば持ち帰ってもらっています。

私は、樹脂製の掛け時計を受け取ってもらえず、持ち帰りました。可燃物がまざっているので、分解して出すようにとの指導を受けました。少し不愉快になりましたが、苦情を言っても仕方ないので持ち帰り、分解して翌月に出しました。もちろん、彼らには何ら責任はないわけですが、このような行動や言動が人間関係を悪化することも考えられます。また、出した本人を目の前にして不燃ごみ袋の中身をチェックするのは、プライバシーの侵害の可能性も否定できません。

そこで質問しますが、不燃ごみの収集及び運搬を民間委託する際、委託先にどのような通達を出したのか、聞かせてください。

それと、この世の中、ほとんどの製品は不燃物と可燃物の部品が組み合わされてできて

います。この製品を廃棄するとき、きっちり分別すれば、それはすばらしいことですが、現実的ではなく、また、市からはこのような通達はありません。不燃ごみについての統一見解を示してください。

2点目、可燃ごみの減量化について質問をします。

私たちは、可燃ごみに限らず、ごみの減量化を図らなければなりません。そのことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に明確にうたわれています。国民の責務については、第2条の3で「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」としています。

平成6年度から平成15年度の10年間の可燃ごみの処理量の推移を見ると、平成6年度が3万4,700トンで、その後、年々増加し、平成11年度が4万3,000トンでピーク、その後減少傾向を示していますが、平成14年度からまた増加傾向に転じ、平成15年度では4万2,300トンとなっています。可燃ごみの量は、人口の増減との相関関係はなく、各人の心がけによって増減しているように思います。

この実態をどのように認識し、どのように改善しようとしているのか、当局の御所見を聞かせてください。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 7番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、不燃ごみの収集についてお答えいたします。

本市では、昨年7月より、不燃ごみ及び資源ごみの一部の収集運搬業務を民間業者に委託しております。その作業手順につきましては、昨年4月から6月までの3カ月間にわたり、文書等による教育と実際の現場での実地研修を行い、さらに、委託業務が開始された7月以降につきましても、クリーンセンター職員を帯同させまして指導を行ってまいりました。その教育研修においては、各種関係法令またそれに基づく本市の条例、規則を厳守することを基本に行ってまいりました。

各地区の委員さんや廃棄物減量等推進員さんの御尽力によりまして、現在では、市民の皆さんが出されるごみの状態も、ほぼきちんと分別がなされてきてはいるのですが、それでも、やはり一部では資源ごみや可燃ごみ、さらにはリサイクル対象品であります電化製品まで不燃ごみにまざっているのも事実でございますので、収集担当者や地区の役員さんがごみの内容を確認させていただいているわけでございます。その点、何とぞ御理解賜り

まして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、電気機器・器具等の排出の際、分解までして出さなければならないのかというご質問でございますが、ごみの出し方については、毎年度当初、市内の全世帯に配布しております「家庭ごみの分け方、出し方」に基づいて出していただくようお知らせしておりますが、可燃物と不燃物が一体となったものについては、原則的には分解しないで出していただくようお願いしております。

ただし、例えば雨傘のように骨組みと布の部分とが容易に分別できるものについては、分別をお願いする場合がありますが、これにつきましても、市民の方が無理なようであれば、そのままの状態でごみとして出していただいております。委託先業者に対しましても同様な指導をいたしております。

次に、可燃ごみの減量化についての御質問でございますが、議員さん御指摘のように、平成14年度から16年度の3カ年については、可燃ごみも全体的には4万126トンから4万5,927トンへと増加しております。しかし、一般家庭からの可燃ごみだけを見ますと、平成16年度は台風の影響で3万1,561トンの搬入がありましたが、通常の年では2万8,000トン前後で横ばい状態がずっと続いております。

このごみの問題に関しましては、御承知のように環境問題と相まって、日本だけの問題でなく、世界じゅうで考えなければならない事柄となっております。国や県も、ごみゼロをスローガンに種々施策を行っておりますが、なかなか効果が目に見えてこないのも事実でございます。

市としましては、平成11年に資源ごみの分別収集を開始しておりますが、市民の皆さんの御協力によりまして、平成16年度では4,637トンの資源ごみを再資源として活用することができました。しかし、現在、可燃ごみとして処理しておりますものの中にも、まだまだリサイクルできるものが含まれておりますので、いずれ新しく廃棄物処理施設を更新する際には、ごみの分別収集品目をふやして、資源の有効活用についてはごみの減量化に寄与してまいりたいと考えております。

議員さん御案内のように、この問題は、国民一人ひとりが認識し、責任ある行動を示していかなければ解決できない問題であります。市民の皆様には、これまででも十分御理解いただいております大量消費・大量廃棄といったこれまでの生活様式からの脱却に向けて、さらなる意識の改革をお願いしたいと存じます。そして、市といたしましては、以前から自治会等からの御要望による出前講座や廃棄物減量等推進員の研修会などで種々お願いさせていただいておりますが、ごみ減量化、循環型社会の形成を目指し、なお一層の啓発活動と資源のリサイクル化を推進してまいります。

残余の御質問につきましては、教育長並びに担当部長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） まず、不燃ごみの回収について再質問させていただきます。

明らかに回収できないもの、家電4品目、それからパソコン、車、危険物等といったものがあると思いますけども、これは置き去りにされてもいたし方ないというふうに思います。しかし、怪しきごみは、私は回収するのが市民の視線に立った不燃ごみの回収事業ではないかなというふうにと思いますが、ここらの点について少し補足をしていただければと思います。

それから、置き去りにされた不燃ごみの処理、これはだれもやってくれません。結果としては、その単位の自治会、とりわけ単位の自治会長さんにその負担がかかるわけです。例えばテレビなんか置かれておいたら、その自治会長さんが自費でもって回収業者に出されておるといふ実態があります。このような役割は、これは総務部長に聞きたいんですけども、その単位の自治会長さんにそんな役割はないんじゃないかなというふうに思うわけです。確かに、ガレキ置場にテレビを平然と出す、ごみに対するモラルの低さというか、欠如というか、そういう市民がほんの一部でしょうが、おるのは事実です。彼らを指導するのは、単位の自治会長さんではないはずで、これは警察を含む行政だろうというふうに思います。そこらについて、自治会長さんの役割がどの程度あるのか、総務部長の見解も聞きたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ただいまの再質問の中で、怪しきごみについては収集すべきではないかという御質問でございますけれども、怪しきごみというのがちょっと判断が難しいんでございますけれども、要は、先ほど市長の答弁の中でも申しましたように、「家庭のごみの分け方・出し方」というカレンダーも一緒になったものを、各家庭に配布申し上げておるところでございますけれども、基本的には、今のカレンダーによるものでございます。

不燃物につきましては、搬入搬出基準というものがございまして、おおむねでございますけれども、50センチ程度というか、ですから、50センチが55センチ、60センチはだめですよというものじゃないんですけれども、大体それぐらいの、50センチ程度で出してくださいと。ですから、例えば1メートルぐらいになれば、それは半分に切ってもらるか、あるいはそれを分解してもらってそれぞれ出してもらおうという、お手をかけるように思われるかもしれませんが、それは一つの基準として、約束としてお守りいただきたいと思っております。

分解してしまって、何が何やらわからんようなごみという想定としてお答え申し上げますけれども、分解をしてしまって何が何かわからなくなったごみというものは、これはもう収集しております。これはもう、あくまでもごみでございますので、収集しております。ただ、それが、怪しきというのが、疑わしき、要は廃家電4品目あるいはいわゆるリサイクル対象の商品でございますけれども、その一部分ではないかと判断したときには、一応業者は置いて帰ります。そして、クリーンセンターの方に無線で、どこそこのステーションにはこういった物が出ておったので、それは置いて帰りますので、クリーンセンターの方で判断をお願いしますということで、今度、クリーンセンターの方から職員が行って、何であろうかというのを判断し、持って帰るものは持って帰るし、それが持って帰るべきものでないということになれば、置いて帰るということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 自治会長さんの役割ですけれども、基本的には、自治会は任意の団体でございますので、自治会の中でその役割等を決めていただくのが原則かと思えます。

なお、ごみの収集等々の役割ですけれども、私もことし、自治会の役員、市でいう廃棄物等推進員に本年度なっておりますので、やはりガレキの収集日に可燃物が入っていたりしますけれども、これは地域の皆さんが出したごみですので、私の地区においては、私の家で責任を持って可燃物の方にやっているという申し合わせ、地域のことについては地域でけりをつけているというのが実態です。

基本的には、行政が自治会長さんにああしなさい、こうしなさいといったものをお願いすることはあっても、命令することはできません。自治会の中でその役割を決めていただくのが原則かと思っております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） ちょっと、怪しきごみという抽象的な表現で申しわけございません。

先ほど、壇上で市長が言われました、傘が一番いい例だろうと思えます。こうもり傘、これ、回収してもらえなかったんですよ。これはやっぱり、今、市長は回収すると言われたんでいいんですけども、そういう通達をぜひ各单位の方へ出していただきたいというふうに思います。

それから、可燃ごみの減量化についてですが、防府市は平成12年3月にごみ処理基本計画を策定されております。これによりますと、可燃ごみの削減目標が定められておりま

して、平成22年度までに、平成8年度を基準年度として15%減らすという目標を掲げられております。中間年度も目標を定められておりまして、平成17年度、すなわち今年度までに8%減と定めております。

防府市の統計書によりますと、基準年度の平成8年度の可燃ごみの量は3万8,600トンです。1人当たりで換算しますと325キログラムです。平成15年度の実績では4万2,300トン、1人当たり359キログラム、全体で9.6%増。1人当たりでは10.5%増です。

先ほど答弁いただいた改善策では、この目標は到底達成するとは思えません。もっと抜本的な対策が必要になると思いますが、抜本的な対策を聞かせてくれと言っても出ないでしょうから、その必要性があるかどうかの答弁をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） まず、先ほどの傘の件でございますけれども、この傘の件につきましては、いわゆる廃棄物減量等推進審議会委員の説明会を、例年でございますと、市内全委員さんに一堂に会していただきまして説明会を開催してございましたけれども、本年度は連合自治会単位で全地区を回りまして、説明会を開かせていただきました。その際に、やはり傘の件を例にとりまして御説明を申し上げますけれども、傘はそのままでいいですよというふうな形をお願いしております。できれば、取っていただければ、一応燃えるごみと燃えないごみとがはっきりしていますから、それはお願いしますけれども、取っていないから、分けていないから置いて帰るということは、まずございません。これはもう、とにかくそのままで収集をいたします。

それから、今のごみの減量化でございますけれども、4万2,300トンの中には、事業所系のごみというものも含まれておると思いますが、御存じのように、市が収集する場合には、一般家庭のごみとあわせて、事業系のごみというものも一緒に収集しておりますので、その中に含まれているのかなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、ごみの減量化というものは、特に排出されるごみの量というのが決まっておりますから、いずれにしても、リサイクルできるものはリサイクルし、そして再利用できるものは再利用すると、できるだけ最終的なごみとして処分するのを減らしていくという、これはもう地球規模でも取り組まなければならない問題になっておりますので、その必要性は十分に感じておるところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 可燃ごみがなぜ減少しないのか、問題点は多くあると思います

けれども、一番の問題点は、これは私の考えですけれども、ごみの焼却政策だろうというふうに思います。日本のごみ政策の基本は、国土の狭さもありませんけれども、焼却政策を中心に行われてきました。その結果、日本には焼却施設が約1,700基あります。これは何と世界の3分の2に相当するそうです。

では、この焼却政策のどこに問題があるのでしょうか。釈迦に説法になりますけれども、焼却炉は稼働を停止しますと、今度、稼働を再開するときの費用、それから安全性、こういったもので連続稼働を原則としております。すなわち、24時間連続稼働するには可燃ごみが必要になるわけですね。これが大きな矛盾を生んでいるというふうに思います。

ごみの減量化を唱えながら、一方では可燃ごみの確保ということを迫られているわけです。ですから、だれだって可燃ごみを本気で減らそうとは思いません。この二律背反する課題を抱えている以上、すなわち焼却政策が継続される限り、ごみ問題は解決しないというふうに思います。

では、どのような解決策があるのでしょうか。徹底した、先ほど言われましたけれども、ごみのリサイクル、リデュース、リユース、これを推進し、それでも出るごみは、もう埋め立てると、これしかないように思います。埋立施設の延命をねらって焼却政策が主流となっておりますけれども、私は方向転換すべき時期に来ているのではないかなと思います。

聞きなれない言葉ですけれども、ゼロウェイスト、ちょっと英語が発音が悪いかもしれませんが、ゼロウェイスト政策というのが話題になっております。世界で最初にこれを宣言した都市は、オーストラリアのキャンベラ市です。時間がありませんので、この政策については触れませんが、簡単に言えばごみゼロへの挑戦です。極論すれば、ごみがゼロですから、焼却施設も埋立施設も不要になります。ごみ問題の究極の解決策だろうというふうに思います。もちろん、現在、キャンベラ市には焼却施設はないそうです。

このゼロウェイスト政策は、各国産業界にも広がりを見せております。ニュージーランドなんかは、もう一般廃棄物の焼却施設はゼロにしたようであります。我が防府市も、このゼロウェイスト政策への転換を図るべきだろうというふうに思います。

市内には、すばらしい人がいらっしゃいます。紹介したいと思います。その方は、夫婦と子ども1人の3人家族のSさんです。実名はちょっと控えさせていただきます。生ごみは処理して、家庭菜園の肥料にされております。要は市に出しておられません。それから、食材を載せているトレーがありますね、これは返却されております。過剰包装の商品は買わない。それから、買い物袋を持参し、レジ袋は受け取らない等々、徹底したごみの減量化に挑戦されておまして、2004年度、昨年ですね、1年間に市に出した可燃ごみの量は18回、重さにして70.2キログラムです。この数字がいかにすごいかを検証してみまし

た。

防府市統計書によりますと、平成15年度の直営の可燃ごみの処理量、いわゆるこれは家庭から出るやつですね、これ、年間2万7,500トンです。1人当たり換算すると233キロ。3人家族であれば700キロです。Sさんの家族が出している量は、実にその平均値の10分の1なんです。やればできるんです。すばらしいの一言に尽きます。防府市民全員がSさんのような考え方をもち、実行すれば、世界に誇れる自治体になると思います。まあ、それは不可能に近いこととは思いますが、実行しようではありませんか。

不燃ごみを含めたごみ処理には大変な経費がかかっております。1人当たりになると、約1万8,000円ぐらいかかると言われています。努力した人もしない人も負担は同じです。違うのは、ごみ袋の購入金額だけです。ごみ袋の値段が、受益と負担のバランスがとれているくらいなら、まあいいんですが、特大で1枚13円、これではたかが知れています。

1つ提案したいと思います。可燃ごみ袋の値段を段階方式にする。他の自治体ではやっているところがありますけれども、例えば、1人10袋、3人家族であれば30袋までは現行の13円。それを超える袋については、受益と負担のバランスがとれるような額どのぐらいだかわかりませんが、1枚100円ぐらいになるんでしょうかね の価格にする必要があるのではないかというふうに思います。こうすることも、受益と負担の不公平感を解消する一つの手段だと思います。そして、これによって得たお金は、環境対策の資金に充てたらどうでしょうか。

以上、私の思いと1つの事例の紹介と、そして1つの提案をしました。これに対するコメントは求めませんが、ごみ処理ではどこにも負けない、オンリーワンの自治体を目指そうではありませんか。努力が報われる防府市、正直者がばかを見ない防府市にしようではありませんか。当局の強力なリーダーシップで可燃ごみの減量化、ひいてはすべてのごみ減量化が市民一人ひとりの努力で進むことを願ひまして、この項の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、2番、文化財の保護及び活用について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 文化財の保護及び活用を図る施設整備についての御質問にお答えいたします。

文化財保護施設の整備につきましては、議員御指摘のとおり、市民の皆様からも強い要望をいただいております。その必要性は十分認識いたしているところでございます。新しい文化財保護施設をつくることは、厳しい財政状況の中で困難な状況でございます。しかし、文化財は市民共有のかけがえのない財産であり、これに対する市民の皆様のご理解、認識を

深めながら、文化財の保護に努めるとともに、その保存、展示の場として、また、歴史・文化の発信の場として、子どもたちの体験学習の場として、さらに文化財講座等、市民の生涯学習の場として利用できる魅力ある施設が必要不可欠であると考えています。

教育委員会といたしましては、図書館移転後の跡地を文化財保護を目的とした複合施設として転用することについて、関係部局へ要望してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。これ以上の質問は、もうありませんけれども、少し補足をさせていただきたいと思います。

防府市が所有している文化財の保存状態、私は決して満足できるものではないというふうに思っています。また、個人や地域が所有されている文化財もしかりではないかなと、推測ですけれども、しております。

先日、文化財保護課の案内で、発掘された埋蔵文化財の保存状態を確認に行きました。こんなお粗末な倉庫に保存していたのかと、本当に驚きました。老朽化が進んだプレハブ倉庫は、柱も腐食しておりまして、いつ壊れてもおかしくない状態であります。去年の18号台風によくぞ耐えてくれたなど、プレハブの腐った柱を感謝の気持ちでなでてやりましたよ。本当、これはいかなんという気持ちを強くしております。もちろん空調もなく、文化財の劣化も懸念されます。

インターネットでバーチャルサイトミュージアムを見ました。本当にすばらしいですね。しかし、悲しいかな、写真と活字だけです。実物には勝てません。バーチャルサイトミュージアムの開設にあわせて防府市教育委員会は、これは市長に聞いてもらった方がいいですね、このように言われております。「歴史的遺産は、私たちの心を豊かにし、生活に潤いを与えてくれるものです。多くの人々の手によって守られ、受け継がれてきた貴重な財産を次の世代に伝えていくことは、厳しく変動する現代を生きる私たちに課せられた責務と考えます」と述べられております。まさにそのとおりです。早急なる対応をよろしくお願いいたします、この項の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は下水道事業に関して、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 合流式下水道におきます汚水の海洋汚染についてお答えいたします。

御承知のとおり、下水道の集水方式といたしまして、雨水と汚水を一本の管渠で集める合流式と別々の管渠で集める分流式がございます。防府市におきましては、昭和33年から下水道事業に着手し、現在までに1,321ヘクタールを整備してまいりましたが、このうち、初期に整備した駅を中心とする78ヘクタールが合流式下水道となっております。

御指摘のとおり、合流式下水道は、一定量を超える降雨がありますと、汚水の混ざった雨水が直接放流される構造となっていることから、近年、公共用水域の水質汚濁や公衆衛生上大きな問題となっているところです。

雨天時の未処理下水の水質につきましては、これまで特に基準が定められていなかったわけですが、合流式下水道の改善を緊急的、総合的に推進する必要があることから、平成15年9月には下水道法施行令が改正され、放流水質基準やごみの流出防止策の実施等を原則10年以内に行うことが規定されました。

施行令では、達成すべき雨天時の放流水質基準として、水の汚れの尺度であるBODを1リットル当たり40ミリグラム以下とすることを求めており、防府市におきましても、現状を把握する必要性から、流出状況のシミュレーションを行ったところでございます。

その結果は、BODが1リットル当たり20ミリグラム程度というものであり、大都市のようにオイルボールやごみの漂着じん等の問題も発生していないことから、御心配されるような状況下でないものと認識しております。

しかしながら、防府市といたしましても、閉鎖性水域の一つである瀬戸内海に面し、その恩恵をこうむる一因として水質保全を図るために必要な対策を講じていく責務がございます。本年度には、雨天時放流を常時監視する測定器を設置し、その状況を絶えず注視していくこととしておりますとともに、来年度変更予定の事業計画には、ごみの除去対策等の合流改善事業を位置づけ、より良好な水環境の創出に取り組んでいく所存でございます。

次に、下水道管の品質保証の体制についてお答えいたします。

本市の下水道事業は、整備に着手して以来、平成15年度末の下水道管の総延長が約276キロメートルとなっております。下水道施設は、環境保全の観点から非常に重要な施設であり、建設された管路の機能低下あるいは停止といった事態は社会的に許されないため、現状を十分把握し、良好な維持管理のもと、長期間にわたり使用しなければなりません。今後、管の老朽化によりさまざまな問題が発生するおそれがあります。議員御指摘のように、汚水の漏れにより、地下水が汚染されることはあってはならないことです。下水道は、基本的には自然流下方式であるため、内圧がかかりませんので、極端な損傷がない限り流出することはないと思われまます。

お尋ねの品質保証体制ですが、施行前の下水用管路資機材につきましては、公的な規格として日本工業規格（JIS）及び日本下水道協会規格（JSWAS）で規定した製品を使用しております。これらについては、製造工場において定期的に検査するなど、徹底した品質管理が行われているところでございます。

また、施工後の布設された下水道管の維持管理につきましては、テレビカメラと目視に

より、計画的に劣化や損傷について調査しております。異常箇所が発見されましたら、損傷の度合いによりランクづけを行い、危険度の高いものから優先的に管内部の損傷部分に新しい被膜を形成し防護する工法により補修することで、管の機能を確保しているところでございます。

現在使われている管は、鉄筋コンクリート管と硬質塩化ビニール管に大きく分けられますが、一般的には耐用年数は50年と言われております。しかし、実質の寿命とは異なるもので、現場の条件や維持管理の状況により耐用年数は大幅に変化してまいります。

いずれにいたしましても、今後ますます老朽化が進むと考えられますので、下水道施設の改修を含めた総合的な維持管理計画を検討してまいりたいと思っております。今後とも、下水道の品質保証及び維持管理につきましては万全の体制で臨んでまいりますので、御理解を賜りたく存じます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） これは平成13年6月14日の朝日新聞ですけども、紹介したいと思います。

「白い粘土のようなものがたくさん海岸に打ち上げられていると、海上保安庁に電話がかかったのは1999年4月、東京都港区のお台場海浜公園の砂浜で、子どもたちを遊ばせている親からだった」という冒頭の記事がありますけれども、ポカポカ浮いているのが散乱しておったと、東京はそういう実態であったようです。しかし、防府はそんな心配は余りなくていいということで、安心はしたものの、やはり、汚水の一部は海に流れているわけですから、ポカポカ浮いたようなものがないように、よろしく願いしたいと思えます。前向きな御答弁がありましたので、了解いたしました。

それから、下水道管の品質保証ですが、地下水が押しおるところは、下水道管には内圧がかかっていないので、漏れることなくスッと流れると思うんですけども、地下水が押ししていないところもあると思えます。そうすると、漏れたのは、必ず地下を浸透して地下水を汚染します。ですから、ここらはきっちり品質保証体制をしてもらいたいと思えます。

先ほど答弁いただいたのは、多分、口頭でそういうことをやりたいというふうに思われたと思うんですけども、品質保証体制のきっちり文書化をして、人がかわってもやり方が変わらない、品質がちゃんと保てるというのをぜひとも文書化していただきたいというふうに思えます。

次に、質問ですけども、既に開発された住宅団地、中には下水道処理施設を設けている団地があるかと思えますけれども、そこに汚水を取りに行く場合ですけども、その場合の下水道管の接続は、その処理施設の入り口、すなわち各家庭から出た下水道管の末端

と結ぶようになろうかなと思うんですけれども、各家庭からそこまでの下水道管は住宅団地が布設したもので、市が布設したものではありません。それをもらい受けるんだらうと思うんですけれども、そうすると、その品質保証責任は当然市に移ると思うんですけれども、そうなりますと、市は、その管がどういうふうに張りめぐらされているのか、これの確認と、それから、その管が今どういう状態かというのを確認する必要があるかと思うんですけれども、どういう計画があるのか。もし、やっているのであれば、どのようにしてそういう下水道管の品質確認をされているのか、聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの開発行為に伴う下水道管についての御質問でございますが、開発行為に伴う下水道施設を引き継ぐ場合には、市が維持管理することになりますので、その施設の構造及び機能を十分把握するとともに、施設の管理状況を目視やテレビカメラなどにより検査し、合格したものを引き継いでいるところでございます。

万一、不良箇所が発見された場合には、申請者の負担で手直ししていただきまして、完全な状態となった施設を受け入れております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 合格したら受け入れると言われましたけれども、合格した、しないは、だれが判断されますか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） この合格した判断云々という基準でございますが、下水道、うちに専門の維持管理班がおります。これにつきまして、コンクリート管の強度、硬質塩化ビニール管の強度、そのあたり、接続部分等すべて勉強した下水道職員がいますので、そのあたりは心配ありません。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 以上で7番、藤本議員の質問を終わります。

○議長（久保 玄爾君） 次は16番、三原議員。

〔16番 三原 昭治君 登壇〕

16番（三原 昭治君） 新人クラブの三原昭治でございます。通告に従いまして、防府市土地開発公社のホテル誘導計画について質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

さて、松浦市長が理事長を務める防府市土地開発公社が防府駅北土地区画整理事業に伴

い、従前よりホテル誘導用地として位置づけていたとされる防府市八王子一丁目の市街地再開発用地西区への民間開発業者によるホテル誘導計画は、御承知のとおり計画推進の途中で中止、白紙撤回となりました。計画では、公社はホテル誘導に当たり、去る4月27日から5月18日の間、中心市街地活性化の目的に沿った開発構想を持つ企業または企業グループを対象に登録者を公募。これに対し、既に市に打診のあったとされる1企業グループが予定どおり応募。最近期3カ年分の貸借対照表、損益計算書、営業報告書など資格審査を経て登録者に認定されました。

予定では、5月26日から6月14日を提出期限とし、開発提案にかかわる提案趣旨、経営計画、資金計画、収支計画、開発スケジュール等の事業計画と施設計画概要などの開発計画の提出を受け、審査後、今月下旬に事業決定の運びとなっていました。

一方、このホテル誘導計画に対し、5月24日、防府市内のホテル業者8社で組織する防府ホテル協会、さらに5月27日には、同じく地元の旅館業者などで組織する防府旅館組合が、「厳しい不況下において現況を無視した全く無計画で疑問の多いホテル誘導計画は断固許せないもので、死活問題である」などと強く反発。相次いで松浦市長に計画の中止と見直しを訴え、陳情を行いました。市内のホテルには、反対の立て看板が立ち並び、さらには反対の署名活動、街頭活動までに発展しました。

また、このホテル誘導計画問題はマスコミ各社に取り上げられ、そのただならぬ様子に、市民の間でも大きな話題となりました。そして、9月9日、松浦市長は突然、計画の中止を発表。13日に開会された6月定例議会で行政報告を行い、10年以上も前の計画に基づいた位置づけのまま進めてよいものかどうか、公募に当たり、もう少し情報開示を十分にすべきであったのではないかと、募集内容を特定の業種に限定するのは公平性に欠けるのではないかと等について熟慮した結果とし、今回の計画は中止すると報告されました。

リーダーたる者が一つの事業を決断するには勇気が要る。しかし、その事業の不備が発覚し、中止を決断することは、さらに大きな英断が必要とされています。行政の事業執行において、計画途中で中止になったという記憶は私にはありませんが、今回、松浦市長の事業計画途中の中断に対し、市民の代表として大きな拍手を送りたいと思います。

が、しかし、事業計画途中で中止するという事は、行政の信頼を大きく損なうものです。その原因はどこにあるのか、通常では不可能と思われるほどの短期な公募期間、また公募に至るまでの事前協議、事前調査など、事前事業計画のなさ等々、その要因は多々あるように思います。

また、土地開発公社の事項については、議会への承認、議決案件ではないにせよ、松浦市長も言っておられる、市民共有の公有地であります。これほどの重要な案件にもかかわ

らず、議会に対し事前説明もなく、相談等もありませんでした。あったのは、公募直前の議員への公募要項の送付。公募後1カ月を経て5月25日に開かれた中心市街地活性化対策調査特別委員会での事後報告と今議会での中止の行政報告のみでありました。これらの一連の対応は、全くもって議会軽視も甚だしいものであると、強く怒りを感じる次第です。

そこで、この問題の検証を兼ねお尋ねしますが、ホテル誘導計画が中止に至った経緯と理由は、そして、今後の市街地再開発用地の利用計画について、どのような姿勢で、どのように対応されるおつもりなのか、お聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 16番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 防府市土地開発公社のホテル誘導計画についての御質問にお答えいたします。

今回の提案募集につきましては、去る13日の行政報告において最終的に中止といたしました経過等について御報告申し上げておりますが、ここに改めてお答えいたします。

まず、1点目の提案募集を中止するに至った経緯とその理由についてですが、今回の提案募集につきましては、当該用地が従前からホテル誘導用地として位置づけられておりましたこと、また、アスピラートをはじめ再開発ビルや多目的広場と連続した都市空間が整備されることにより、駅周辺の活性化やバランスのとれたにぎわいの創出が期待されること、駅周辺の広大な用地をいつまでも放置しているのはいかなるものか、このようなことから鋭意進めてまいったところでございます。

しかしながら、本市の経済環境も変化している中、従前の計画に基づいた位置づけのまま進めてよいものかどうか、また、公募に当たり、事前の情報開示といいますが、情報の共有をもっと十分にできたのではなからうか、そしてさらに、募集内容を特定の業種に限定することは公平性に欠けるのではなからうか等々について熟慮いたしました結果、私の判断で今回の提案募集を中止いたしましたものでございます。

今回の件につきまして、応募された企業グループをはじめ多くの皆様方に御迷惑と御心配をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

次に、この用地の今後の利用計画ということですが、防府駅周辺には旧国鉄官舎跡地をはじめ鉄道高架や区画整理事業によってもたらされた防府駅みなとぐち広場用地や今回の用地がございます。これらは、いずれもまとまった大きな面積の土地であり、市民共有のとうとい財産でありますので、これからの防府市の発展の起爆剤になるよう、しっかりと市民の皆様の声もお聞きし、最適な活用に向け取り組んでまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、今回のように特定の業種に限定するのではなく、他の業種にも門戸を開き、これらの用地について広く民間事業者の豊かで旺盛な提案を募集しました後に、審査会と申しますか、提案審査を行う組織を設けまして、その中に議会代表の方も含め、市民の代表者、有識者の方々にも御参加いただき、御意見をいただいた上で、本市のまちづくりに最もふさわしい活用ができるよう検討していきたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 御説明はわかりました。それでは、まず1点目、この計画が執行されるに当たりまして、当然されているとは思いますが、ホテル誘導計画に当たり事前協議はされましたか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 事前協議と申しますと……。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 事前協議がわかりませんか。一つのものを、計画を進めていくのに、これを進めるか進めないか、どのように進めていくかというのが事前協議じゃないですか。それが事前協議です。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それは、内部のことでございますか。

16番（三原 昭治君） 当然そうです。

財務部長（中村 隆君） それでは御説明させていただきます。

今回、3月議会で一般質問がございまして、公社が持っておりますいろんな遊休地がございまして、それに対します答弁の中で、今、駅北の西区でございまして、それにつきましてホテル用地としてこれから活用してまいりたいと。これは従来からの計画が、そこへホテルを誘導する用地としてあったわけでございますので、それをそのまま私ども土地開発公社といたしましては活用の方針と至ったわけでございます。したがって、その事前協議というのが、ちょっと理解に苦しむんですけども、内部としては、そういうふうな方針でホテルを誘導してまいりたいというふうなことで協議はいたしました。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 事前協議と申しますか、それに苦しむという、方針だけで進めていかれたわけですか。公募に当たって、公募にかけようじゃないかと、これをこういうふうに従前からあるホテル誘導計画を進めていくに当たって、具体的にどうするんだ、

どういふふうにやっていくんだということを尋ねているわけです。方針だけで物事は進ま  
んと思いますけど。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、私、説明が多少言葉足らずでございましたので、もう  
少しお話しさせていただきますが、3月の初旬であったというふうに記憶いたしてありま  
すけれども、一般質問でそのようにお答え申し上げましたところ、一部の新聞で報道され  
ました。その結果を受けまして、何社かの業者さんが打診においでになられました。そこ  
で、これは事務方の方でいろいろ考えたわけでございますけれども、そういういわゆる方  
針に従って、そこを誘導用地して活用するのであれば、その複数の業者さんがおいでにな  
るわけでございますので、その業者さんは、いろんな経営上のノウハウも、立地上のそう  
いった手法も持っておられます。そういったすぐれたノウハウを活用しながら募集をかけ  
るのが最善の策であるというふうに思っております、これは4月の初めぐらいからかな  
というふうに記憶いたしてありますけれども、その時点から、公募をかけるというふうな  
方向で検討いたしてありました。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 事前協議はされたということでもありますので、されたんだろ  
うとは思いますが、当然、事前協議の中で、このホテル誘導の位置づけといいますか、ホ  
テルの位置づけという従前の経緯等もきちんと取り上げられて協議をされたということ  
ですね。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 公社といたしましては、従前から、そちらがホテル誘導用  
地というふうな形で決まっておりましたので、そのような方向で進むのが当然であるとい  
うふうに判断いたしまして、そのようにさせていただきました。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） という、今、質問しましたのも、少し私は不思議に思うこと  
がありましたので。このホテル誘導用地としての位置づけ、これは区画整理の事業、担当  
課の市街地開発課、公募後に私は職員数人にその経緯とその内容についてお尋ねをいたし  
ました。残念ながら、だれ一人明確に即答できる人はいらっしゃいませんでした。大変、  
私はすごく不思議に思うところなんです、きちんと事前協議をされたんだから、当然そ  
の内容もわかってしかるべきだというふうに思っていました。担当の市街地開発課の職  
員さんは即答してもらえず、「後で調べてお答えいたします」と。そのお答えも、私は今、

いただいております。

まあ、それは、きちんと調べてやったと言われれば、それでいいんですけども、じゃあ、それはそれでいいんですが、今回の中止を決められたわけなんですけど、これは、市長一人の考えなんですか、それとも協議された上の結果なんですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 協議した上の結果です。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 大変、どこまでの協議が協議というのか、私にはよくわかりませんが、実は、中止を発表された9日に、私は午後2時から議会事務局で、一般質問について、これは中止についてじゃなくて、計画についてということで質問通告しております、職員の方とその打ち合わせをしておりました。そうして、約1時間余にわたって打ち合わせがありました。その直後、市長は議会事務局に来られ、議長に「中止するよ」と告げられましたね。事前に協議したというのは、どこまでの範囲ですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 点と点だけを御説明しているかと思しますので、ちょっと流れをお話しいたしますけれども、私が熟慮いたしました。そして私の思いの中で、先ほど申し上げましたような3点の気になる事柄が、どうしても気になるというふうに感じたのは、5月29日の日曜日でございます。5月29日の日曜日に、私は、どうもこの辺が気になるんだがということを、とても気になりまして、翌日の月曜日に、助役、収入役、財務部長そして総務部長に、かくかくしかじかで、おれはすごくこれが気になるんだ、このままいくということは、行政の責任としていかなるものかとおれは考えるよという協議に、まず入りました。

しかし、そこですぐさまどうこうということは、もはや言えない。これはもう記者会見や、あるいは、そのちょっと前に行わせていただきました業者の方々への説明のとき、すなわち6月9日の夕方にもはっきり申し上げておりますけれども、議員も御指摘のとおり、私も深く思っておりますが、行政が公募という方針を立てて、それにこたえてくださった会社、グループが1つあるわけですから、その企業グループさんに対して、かくかくしかじかの行政の方針の転換をいたしたいということをちゃんと説明する説明責任が当然私には生じているわけでありまして、その5月30日から協議の上で、こういう形で話に入ろうと。しかし、それはまだまだいろんな方々に申し上げるよりも以前に、それに応募された企業グループというものがあるわけですから、そちらにきちっと筋を通して、きちっと御理解をまずちょうだいすることから入らなくてはならないわけでありまして。そのために、

私はその段階で、どこの社であるかが初めてわかったわけですが（発言する者あり）いや、「うそつけ」って、だれか、そんなやじ飛ばさないでくださいよ。そんなこと、絶対ありませんよ。私は、どこの社であるかは、初めてそのときわかったわけです。そして、どこの社のどなたに当たる方がいいのかということから始まって、きちっと、その方に連絡をとって、そして、お目にかかって、そして、その方に見れば、もはや寝耳に水のような話ですから、社長の判断を仰がなくてはならない。社長は全国飛び回っておられるらしい。そういう社長の連絡をきちっととっていかなくてはならない。そういう形の中で時間が幾日かかかっていった。御理解いただけるとは思いますけれども。

そして、私の最終的な判断が、よし、これできちっとできるということが6月8日の夕方にはっきりいたしましたので、6月9日に再度内部の協議をいたしまして、可及的速やかにこれは行おうと、余りずるずるすべきことではないということで、まずは部長さんに御連絡をとる。いろいろな方法でとらせていただいて、午後の3時に議長さんに時間がちょうどいきたと。そのとき、議会上がりました。

そして、業界の方々にも、長い間御質問をいただいたり、あるいは要望をいただいたりしておりながら、何も御返事もせずに、御意向を打診することもない。あるいは三原さんおっしゃったけれども、署名活動をされておられたとか、あるいは看板が立っているとか、私は知りません。私は、そのことさえ知りませんでしたけれども、そのような形の業界の方々との連絡を初めてそこでとらせていただいて、4時半だったと思いますが、業界の代表、それぞれの旅館組合とホテル協会の会長さんにお越しをいただいて、「ようやく御説明ができるころまでまいりました」ということで、かくかくしかじか、このような決断をいたすこととなりました、御心配と御迷惑をおかけいたしましたということを申し上げまして、そして、5時20分からだったと思いますが、記者会見を行って、その旨、正式に発表したと。

こういう事態でありまして、点と点だけを言うと、なぜそんなに時間がかかったのか、あるいは、なぜそんなに急にできたのか、いろんなことをお考えになるかも知れませんが、そういう状況の中で進められていったことである、このように御理解をいただきたいとします。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） なぜ急に中止されたのかとは、私は尋ねておりません。そういう中止に当たって、担当の職員の方々とちゃんと協議した上で、市長の意向を述べられ、これでいいかと、通常、組織というものは、私はそういうものだと考えておりました。でも、余りにも担当の職員がかわいそうにも思います。直前まで、私と一生懸命ホテル計画

について、一般質問について打ち合わせをしたわけです。本人は全然知らずに一生懸命やっていた。まあ、一つ市役所というのは組織で成り立っておりますので、やっぱりちゃんとそういうところまできちんと配慮すべきではないかと思えます。

それと、先ほど、どこの業者が来たかとか、どこのホテルが来たかとか、一切わからない、知らなかった、最終的にわかった、それで、ちゃんと説明をして御理解をいただいたということですね。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 職員にも、私はそれぞれ、いろいろ御迷惑かけたね、混乱したかもわからないが、勘弁してくださいねと、こういうことはちゃんと伝えてございます。

それから、業者さんのことにつきましては、その企業グループがどこであるのか、話はピット1回ぐらいは入ります。しかし、いろいろな会社の名前を私は、ホテルの名前をたくさん知っておりますので、どこの社なのか何なのかまでは、きちっと心の中といたしますが、頭の中には入っておりませんので、改めて5月30日に、このようなことを、しからば連絡をとるのに何か名刺を見せてくれということの中から、私の判断ですべて私が動きましたので、その段階からですね。業者さんへの折衝から業者さんへの電話から、そして、業者さんのアポイントをいただくことから、私が初めて、その名刺を私は持っていませんでしたから、今その方の名前はもう度忘れしておりますけども、そういうふうな形でようやくお目にかかり、そして事情を御説明し、その方はまたそれを社長に持って帰られて、そして御判断を仰ぎ、していく、そういう時間が1週間か10日近くかかったわけですね。そういうことでありますので。

これは、一つの大きな決断であり、大きないわば方向転換でございますので、あくまでもそのような事柄が漏れて、あるいは伝わって、あるいはさらなる大きな混乱を招くというような形になったのでは、これはいけないことだということの中で進めていったわけがあります。

それと、冒頭、もっと私が申し上げておけばよかったんですが、ホテル誘導用地ということは、私が市長に就任しました平成10年の6月に、私、いろんな行政の説明を受けました。当時の部長や開発担当の理事の方々から、ホテル用地と、こうなっていましたので、「えっ、これ、ホテル来るの」、こう聞いたら、「いえ、まだ来るかどうかはわかりません。これからなんです」というふうな形で説明を受けた鮮やかな記憶がありまして、私はその段階、既にもう、議会の方々も皆さん承知された上でのホテル誘導用地なんだと、もう私の頭の中は完全にインプットされていたわけなんです。したがって、ことしの3月の議会でも、あのような答弁をいたしましたし、何らその辺については、私の配慮が

足りないことですが、思いがそこまで及んでいなかったわけですが、ホテル誘導用地ありきという感覚がすごくあったのは事実でございます。

しかし、それが実行に移され、応募された会社があらわれ、してくる、いろいろな流れの中で、本市の昨今の経済情勢とか、いろんな事柄、あるいはこれからのまちづくりというもの、あるいは公共の用地、市民共有の用地を特定の業種の事業者にお譲りするという方針というものは、どこか引かかるな、どこかおかしいなという思いが私の中にあったわけですが、過ちを改むるにはばかるなかと、こういうことも記者会見で申し上げました。そのような考えの中で私は事を進めたわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 5月30日までと申しますか、最後まで知らなかったということでもいいんですけど、公募は、最初から公募にかけるということで進められていたわけですか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 公募に関しましては、先ほども少し申し上げておりますけれども、報道がされました時点から、いろんな業者さんの問い合わせがあったわけですが、そこで事務方としては公募というふうなことで検討をお願いしておりました。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 中止を発表されたときの記者会見の資料をちょっといただいたんですが、市長は、もう全国ネットのグループが動いていると、土地開発公社と業者の思い込みがあるのだと市長は気づかれた、どんどん進んでいたと、話が。そして、4月20日ごろかなと、それに気づいて、公募にかけるんだ、公募しなくちゃいけないよと言われてますよね。当初からあったというのは、どうなんですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 記者会見のテープを私も聞いて、後で起こしておりますが、私もあのとき、4月20日、いやいや、4月15日だったかもしれませんよと、こういうふうにはっきり申しております。私もよくわからないんです。事務方から話を聞いておる。事務方はまじめに、とにかくホテル誘導用地なんだ、ホテルからお話をいただいているんだ、しかも土地開発公社の土地なんだと。自分たちが仕事をちゃんと完遂していくことは、それをきちっと決めていくことが自分たちの仕事なんだというような思い、あるいは何社か話があれば、どういうふうな対応をしようかというような、そういうふうな思いが恐らくあったんだろうと思うんです。

ところが、私は、それが何日だったかはっきりわかりませんが、それは公募にしなければいけないということ、4月20日だったのか、4月15日だったのか、よくわかりません、その、もうちょっと前なのかもわかりませんが、それは大したことではありません。どっちにしても、公募に付すべき種類のものですよという、私は自分の強い意思を担当には伝えた記憶はございます。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、市長が申しあげましたことについてでございますけれども、先ほどから何度も申し上げておりますように、応募者が何名かおられるような状況がありましたので、実は4月の初めぐらいから、その応募の方法、各市の事例がございますので、そういったもので検討させていただきました。市長に最終的に、その決裁と申しますか、報告させていただいたのが、今、市長が申しあげました、その日にちぐらいであったかなというふうに思っております。

その際に、例えば業種等々につきましても、従前からホテル誘導用地になっておりましたよ、また期間等につきましても、各市の事例から見てこの程度じゃないですかというぐらいの報告ぐらいしかしておらないと思いますので、その辺の反省は、公社、特に長年塩漬けの用地になっておった土地でございますので、金利負担もこれからどんどん変わってくるというふうなことを考えますと、一刻も早く処分はしたいという気持ちが先行しておりましたので、そのあたりの報告が十分でなかったのかなということは、今、感じております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 何かまだ私は釈然としない部分がございますが、それで、先ほど市長は方向転換だと言われましたね。これを方向転換と言われれば方向転換ですよ。先ほど申されました行政報告での内容ですが、10年前の計画のまま進めていいのかわか、特定の業種限定にするのは公益性に欠けるのではないかと熟慮した結果ということと言われましたけれども、ちょっと、私、これ、すごく疑問に感じる場所なんです。

市長さんは大変ゴルフがお上手と聞いておりますけど、カップインされるときに、球を打って、その後に熟慮されるのか、打つ前に熟慮されるのか、ちょっとお尋ねしたい。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 両方ございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） そういうお考え方だということをお認めしておきましょう。通常は、常識的には、事を起こす前に熟慮するのが基本でありまして、だれに聞いても常識

的なものじゃないかと私は思います。

さて、先ほど壇上で申しましたが、土地開発公社の事項で議会の承認決議が必要ないにせよ、市長も言うておられるように、市民共有の公有地ですね。事前に議会に説明なり相談なりすべきではなかったのですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 事前にとということにつきましても、実は、私が平成10年に就任をいたしました。それ以前の土地開発公社は、私も市会議員時代に、土地開発公社には市会議員さんがたしか委員で出ておられた記憶がございますが、議員さん方がおられた中での土地開発公社において、いろんなことが決められていたんだという観念が私の中に一つございますよね。やはり、その思いが私としてはすごく強かった。そして、土地開発公社でホテル用地ということで、議会の皆様方もいろいろな折々に、中心市街地調査特別委員会ですか、あの委員会、この間の委員長報告で、そのことに何ら触れられなかったのは、私はちょっと不思議な気持ちが実はしたんですけれども、5月26日に行われた調査特別委員会の席では、この問題については、たしか二、三の議員さんからいろいろな角度での御質問もあったわけでありまして。あるいはいろいろな御意見も、たしかそのときちょうどをいたしました。したがって、議会の皆様方への説明とか、あるいはお話とかというふうなことは、タイムリーにはさせていただいていると、このように私は感じているわけがございます。よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） タイムリーに行われているということなんですが、まず1点は、以前は土地開発公社に議員がいたと、そして、もう当然御承知だと思ったと。何か、先ほどやめる理由、中止をする理由の中に、10年以上も前の計画に基づいて、位置づけのもので進めていいものかどうなのかと、全く同じことだと思いますけどね。

それと、タイムリーということをおっしゃいましたが、4月27日に公募をかけられましたね。公募されましたね。その前日の4月26日の朝、行政視察のために防府駅に集合してありました中心市街地活性化対策調査特別委員長へ、職員が公募要項を持って、「御承認ください」と言ったこともありました。これがタイムリーですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） タイムリーという言葉は、情報を出す方、あるいは受けとめられる方によって、そのニュアンス、とり方が違うだろうと思いますので、そのように受けとめられているのであるとするならば、タイムリーという言葉は取り消させていただきます。適宜いたしておりましたというふうに取り上げさせていただきます。そして、適

宜の判断の中で、中心市街地活性化対策特別委員会、5月のたしか26日だったと思いませんけれども、お話がございました折も、この話についての御質問がかなりの議員さんから出ましたので、それに対しては、その時点でお答えできるすべてのことは誠実にお答えをさせていただいておりますので、どうか、その辺はまた、議会の皆様方で御協議をいただいたらと思います。

要するに、私の観念は、早くからホテル誘導用地ということで認められている、その認められているということが、私の頭の中の先入観が非常に重いものが実はあったわけなんです。だから、そのことについて、「熟慮」という言葉も、ボールを打つ前ももちろん熟慮しますが、そのボールが入った後も、あるいは外れた後も、要するに打ち終わった後も、それは正しい打ち方であったであろうか、正しい芝の読み方であったであろうかということは、当然熟慮するわけでありまして、熟慮した結果、何度も申し上げておりますが、あのような発表をさせていただき、あのような行政報告をさせていただいたと。行政報告も、きちっと私の判断で、議会の冒頭にすべきことであると、このような判断の中で行政報告をさせていただいたわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 熟慮という言葉で、打った後も、打ち方が悪かったと、熟慮すると。打つ前に熟慮して、打ち方が悪かったというのは、反省だと思います。

それと、先ほどから特別委員会で御説明されたということで、これは公募から1カ月後のことですよ。公募から1カ月後ですよ、5月25日のことです。で、いろいろ意見もあったと。中には、容認できないという意見もあったと思います。

それにしても、先ほど申しましたけど、前日に公募要項を、それも防府駅に持ってきたと。大変、何か釈然としない、私は、対応だと思います。この一連のその対応を見ていますと、何か議会軽視も本当に甚だしいのではないかと私は思います。やはり、思い込んでいた、思い込んでいた、それで済まされる内容ではないと思います。やはり、思い込んであるんじゃないかと、そういうのがあったら再度検証してみるのが、これが最高責任者としてとるべき対応ではなかったのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） そのような形になりましたことを、私は深く反省をいたしておりますし、今後、しっかり気をつけて対応してまいりたいと、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） この行政報告の中にも反省の文字は見られず、大変、方向転換という言葉で片づけられるのかなと心配しておりましたが、今、市長さんは、反省して

いる、今後は気をつけてやるということですので、ぜひその言葉を信じたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今後の用地についての取り扱いですが、先ほど申されました、市民代表や有識者の方々の意見を聞く審議会も設置するということですが、どういうふうな、具体的に何か考えられているようなメンバー構成とか、ございますか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 市長からそのような指示をいただいておりますが、一応、最高責任者の決断で重く受けとめておりますけれども、指示をいただいたという段階で、私の頭の中には、どういう構成といったものについてはまだございません。これから慎重に検討していきたい、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） じゃあ、これから検討ということは、例えば審議会、協議会なりを設置して、今、3つ言われた土地をどのように利用、活用していくのかということは、まだ全然お考えがないということですか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 先ほど壇上で市長が申しあげましたように、駅周辺には、官舎跡地とか、あるいは防府駅みなとぐち広場用地とか、あるいは今回の土地とか、大変まちづくりに有意性のある土地がございます。それについて、どのような方向でまちづくりに役立てていくのかについて、腰を据えてじっくりと検討していきたいと思っております。

土地には、やはり歴史がございます。かつて私、中央病院跡地の処分も担当したことがありますけれども、その土地の利用形態、歴史、今どうやって使われているのか、あるいはどういう用途がいいのか、やはり土地の特性等もきちんと把握した上で、そして、どのような利活用がいいのかといったことについては、やはり腰を据えてきちんと検討していかななくてはいけない、そのように思っております。その過程におきましては、今回の反省に立ちまして、特別委員会等々には逐一報告等もさせていただきたい、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） きっちりとした形で今後対応し、土地の有効活用を図られるということですので、これで最後にしますが、今回の中断結果を招いたのは、事前に熟慮されていなかったことが大きな要因だと私は思います。行政の信頼が損なわれるような、確信の持てないような提案は、今後ないように強く要望しまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で16番、三原議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は8番、弘中議員。

〔8番 弘中 正俊君 登壇〕

8番（弘中 正俊君） 政友会の弘中でございます。通告に従い、順を追って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、今日の教育界は未曾有の混乱期を迎えていると言っても過言でないと思います。申すまでもなく、教育はその効果や結果が即効的なものでなく、それだけに現象としてあらわれたときには、その功罪はかなり進行しているを見なければなりません。したがって、教育行政には特にしっかりした基盤を持ち、半恒久的な信念とも言えるものを持って対処することが必須だと言えるでしょう。前回も申しましたように、ゆとりの教育や学校週5日制の導入など、その考え自体は有益であっても、その実施による影響やその基盤がどれだけ考慮されていたかが疑問に思われます。

これらについて、日本PTA全国協議会が昨年末に実施した小中学校の父母の意識調査によると、76%が子どもの学力低下を懸念していることがわかっています。また、導入から2年経過したばかりの学校週5日制に関する否定的な意見も40%に達しています。これらの結果について、私を含めて「当然である」という思いを強くしている者が多いと思います。生きる力をはぐくむことの大切さは十分理解できます。だからといって、地域や家庭の教育力、子育て力の低下という現状が把握されないままに実施に踏み切った当然の結果ではないでしょうか。

そもそも、生きる力と学力とは、ともに伸びていくものだと思います。子どもたちは本来、知的好奇心が旺盛であり、その芽を伸ばし、学ぶ楽しさを伝えていけば、生きる力として身につくわけで、その知恵を子どもに伝えるべく、地域や家庭の教育力を復活していくべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。こうした実態の中にあって、文部科学省では、さらに発展的な学習内容を取り入れて対処しようとしています。

そこで、このような矛盾ともいえる政策を受けて、教育現場では困惑しておられると思いますが、市教育委員会としては具体的にどのような対策をもって臨もうとしておられるか、お尋ねしたいと思います。

次に、児童・生徒の憂うべき実態についてであります。毎日のように報道される児童・生徒に対するいじめや暴力には目を覆いたくなるものがありますが、反面、その被害者の不登校など、その実態について、しっかり把握しなければならない現状ではないでしょうか。「危ない人間関係」という言葉で表現される現実の児童・生徒の心のケアについて、取り上げてみたいと思います。

友達の言葉やそぶりに過敏に反応し、それによって容易に傷つく反面、相手を傷つけるような言動を平気で行う。こうした壊れやすい友人関係がいろいろなトラブルを引き起し、問題行動にまで発展している現状をどう見たらいいのでしょうか。

ちまたで見聞する刺激的な言葉、攻撃性の高まりを誘発する遊び、これらが深い根となって引き起こす非行も極限に達していると言えましょう。幸い、本市においては、現象としてあらわれ、被害を受けた事件は起きていませんが、その温床となる言動は目に余るものがあります。

それを踏まえてか、文部科学省から、「心のノート」が配布されました。善悪の判断や規範意識の欠如、道徳の時間の一層の充実と、それ以外の各教科学習や教育活動の場における指導に活用しようとしていることは大変結構だと思いますが、こうした心の教育について、本市では現在どのような児童・生徒の状態であるかをお聞かせください。また、その現状を踏まえて、心のケアについてのカウンセリングをどのように計画し、実践しようとしておられるか、お伺いいたしたいと思います。

次の質問として、市民生活に潤いと安らぎを与えてくれている母なる川であり、山口県内で唯一の一級河川である佐波川について、お尋ねいたします。

我が防府市におかれましては、「歴史の川に蚩舞う佐波川の清流を後世に」とうたい、佐波川の清流を保全し、後世に引き継ぐことは重大な責務ととらえ、防府市佐波川清流保全条例を平成13年4月1日に施行されました。このようにして、佐波川の清流を保全し、生息する魚類や鳥類等のすみやすい環境整備が進められていることは、当を得ていると言えましょう。

一方、国土交通省におかれましては、洪水から市民の生命、財産を守るために、川幅を拡幅して、長い年月が経過して樹木が繁茂し、大きいものは堤防より高くなったものがあります。上流にダムがつくられたこともあって、近年では、昭和26年のような洪水はありませんが、昔から災害は忘れたころにやってくると言われています。

先月、22日には、大規模な佐波川水防演習が行われ、災害に対する啓蒙もされています。しかし、今年も既に梅雨入りをしております。いつ洪水が発生するかわかりません。その折に、この樹木が流水の障害となって洪水を引き起こす要因になる危険性が考えられます。

これらの樹木は、野鳥の生息場所としても大事ですが、市民の生命、財産にはかえがたいと思いますので、繁茂した樹木を伐採することで、洪水時における排水能力を増加すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、高水敷護岸の整備と、これにより生ずる広場の整備計画について、お伺いしたい

と思います。この高水敷広場は、ジョギングやゲートボールあるいは各地区のイベント等にも利用することができます。したがって、市民のだれもが、何時でもいろいろな形で利用することが可能です。

一見しますと、左岸側、本橋と古祖原は既に整備されていますが、右岸側の右田地区の一部地域については、整備されたところもありますが、本橋から下流は未整備のように見えますが、計画はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

佐波川は国土交通省の管轄下であることは承知しております。したがって、市としての措置には限度があろうかと存じますが、ぜひとも前向きな誠意ある御回答をお願いいたします。

これをもって壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。

なお、8番、弘中議員の答弁につきましては午後1時から開始いたします。よろしくお願いたします。

午前 11時 50分 休憩

午後 1時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

8番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、災害対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、佐波川の中にある樹木を伐採し、洪水時の排水力のアップを図ることはできないかについてでございますが、国土交通省におかれまして、平成16年度は本橋から新橋付近までを伐採し、また、平成17年度におきましては、人丸橋付近の河川内にある樹木の伐採を行う予定とお聞きしております。

この佐波川河川内の樹木につきましては、以前より、地元住民はもとより、市民から伐採の要望がなされておりましたことから、樹木等により洪水時に河積を侵す箇所においては、今後も引き続き伐採を行っていくよう要望してまいりたいと思っております。

次に、2点目の高水敷護岸の整備と、これにより生ずる広場の整備計画は考えられないか、特に、右田側本橋から下流についてでございますが、下流の左岸、右岸の両岸とも、約10メートル程度の高水敷護岸が整備されております。しかしながら、右岸側におきましては、左岸にあるような自転車道の舗装整備等がなされていないため、市民の散策等、

レクリエーション施設としての利用が少ない状況であり、今後、河川敷緑地公園や散策道等、環境整備の充実が図られるよう、国土交通省に要望してまいりたいと思っております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

今、人丸橋の下流につきまして、中洲に非常に繁茂しておりまして、非常に大きな森になっておりまして、木が倒れておるといような状態になっております。あそこには野鳥等の生息もございまして、この17年度にそういう計画をしてもらっておるといことは、非常にありがたいことでございます。野鳥の生息等のことに考慮をなされまして、伐採していただければ非常に幸せるかと、このようにお願いいたしたいと思っております。

それと関連いたしまして、佐波川に流入しておる県管轄の河川につきまして、こういう川は上流は非常に急傾斜になっておりまして、下流に行きますと非常に穏やかになっていくということで、下流に土砂が非常に堆積しておるといこと。普通はほとんど流れておりませんけれども、大雨が降りますと鉄砲水みたいに出てくるということで、下流にそういう土砂が多く堆積しておりますと、あるところは、用水路が飲み込めなくて、そういうときには逆流して、その周辺が水浸しになるという現象も起こっております。そういう河川につきまして、土砂が堆積し、またアシが繁って雑草も生えておると。そういうところの河川につきましては、土砂を排除していただく、そういうことにつきまして、市当局のお考えをお伺いしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの県河川が佐波川に流入しておる部分につきまして、土砂が堆積もしくはアシが繁茂しているということにつきまして、お答えいたします。

県河川は、御存じのように県管理でありますので、県土木建築事務所の方に、そのあたりの土砂のしゅんせつ、もしくはアシの繁茂につきましては草刈り等をしていただくように県当局の方へ要望してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） 地元といたしまして、県の方にも要請してきておりますけれども、なかなか定期的にやっていただけないということがございますので、ひとつ市の当局におかれましては、県の方に土砂の除去を要請していただくように強く要望いたしたいと思っております。

それから、佐波川の高水敷でございますけれども、左岸につきましては、壇上から申し

ましたように、本橋それから古祖原、これは佐波川河川敷緑地公園として整備されておりますけれども、その対岸のところの新橋のあたりでございますけれども、あのあたりは非常に住民の多いところでございます、広場が一つもないわけでございます。

そういうことからして、やはりレクリエーションの場、憩える場として高水敷を河川敷にして、それで高水敷の緑地公園とは言いませんけれども、緑地として適地を見つけていただきまして、設置していただければ幸せるかと、このように思っておりますし、そういうことに関しまして、ひとつ国土交通省の方に要望していただければと、このように思っております、この項の質問は終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 続いて、学力低下の実態とその対策及び児童・生徒の心のケアについて、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） まず、学力低下の実態とその対策についての御質問にお答えします。

防府市では、これまで、児童・生徒の学力の実態を把握するために、学力調査を実施してきましたが、平成16年度からは対象を小学校4年生、中学校1年生に絞って実施しています。この調査から、学習への関心・意欲・態度がやや低い傾向にあることが気になっています。今後も継続的に調査を実施し、客観的なデータを得て、学力の定着に向けた指導方法の工夫、改善に取り組んでまいりたいと考えています。

さて、防府市教育委員会では、学力を、知識・技能はもとより、それにあわせて学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力、問題解決力、さらに人間としての教養、生き方まで含めて幅広くとらえています。また、生きる力は、これからの変化の激しい社会にあって、主体的、創造的に対応できる力であり、先ほど述べました学力、そして正義感や倫理観、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、さらには、これらを支える健康や体力などの資質や能力のことととらえています。子どもたちがそれらをバランスよく身につけることが大切であり、学力の形成はまさに生きる力をはぐくむ上で不可欠であるととらえています。

さて、発展的な学習内容の導入についてですが、市内各小・中学校では、基礎的、基本的内容を確実に習得させた上で、一人ひとりの児童・生徒のよさや可能性を伸ばす指導の充実を図っております。市内のある小学校では、6年生理科の「大地のつくりと変化」という単元の最後に、化石の模型づくりを行っています。化石のできる原因を水の働きと関係づけながら、深く学習しています。

防府市教育委員会では、発展的な学習内容の導入についても、学習指導要領の目標及び

内容の趣旨を十分に踏まえ、児童・生徒の発達段階や関心、意欲、態度面を考慮し、カリキュラムの見直しを図りつつ、効果的な方法を導入することが大切であると考えています。続きまして、児童・生徒の心のケアについての御質問にお答えいたします。

近年、青少年による耳を疑うような事件が全国的に起こっており、心の教育のさらなる充実が重要課題の一つとなっておりますことは御指摘のとおりでございます。防府市教育委員会といたしましては、今年度の重点施策の一つとして、人間性豊かで心身ともに健康な児童・生徒の育成を掲げ、心の教育の充実及び教育相談体制の充実に取り組んでいるところでございます。現在、市内各小中学校において、主として道徳の時間及び理科、保健体育などの教科の学習を通して、命の大切さの指導を発達段階に応じ積極的に推進しています。

本市では、今年度、心の教育の核となる道徳の時間の充実のため、新しい副読本を市内小学校の全児童用に整備いたしました。また、心の教育の充実のため、毎年、研究校を指定することとしています。昨年度は、本市教育委員会研究指定の心の教育推進研究発表会を華陽中学校において開催し、市内の保護者及び教職員約300名の参加のもと、2年間の研究成果を発表しました。今年度は、華浦小学校が研究指定校として引き継いでいます。さらに、道徳の時間の指導法の工夫改善を行うため、防府市小・中学校教育研究会道徳部会において、心のノートの効果的な活用のあり方等の研究に取り組んでいます。

児童・生徒の教育相談については、各校において学級担任、養護教諭、教育相談担当者等による教育相談を実施し、児童・生徒の心の悩みの早期発見、早期対応を図っております。それに加えて、専門家による教育相談といたしまして、スクールカウンセラーを市内中学校8校に配置し、その専門性を生かした教育相談により効果を上げています。

さらに、本市が開設しております教育支援センター、オアシス教室の専任指導員による相談活動に加え、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業により、臨床心理士による相談室カウンセリングや訪問カウンセリングを実施し、教育相談体制の充実に努めているところでございます。今後も、心の教育の充実及び教育相談体制の充実に一層努めてまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） 山口新聞の平成17年6月19日号といたしますと、おとといの日曜日でございますけれども、その中に、ゆとり教育の目玉として導入され、現在、中教審で見直しが審議されている総合的な学習時間について、小中学生の保護者の69%が肯定的に評価する一方、小中学校の教員の評価は53%にとどまり、46%はなくした方がよいと考えていると、このことが、18日、文部科学省の義務教育に関する意識調査でわ

かったと。評価が本当に保護者と教員とで二分しておると、そういう感じがするわけでございます。総合学習に取り組むことで、教員は負担が大きいというのが83%、基礎的学習がおろそかになるというのが70%、中学校教員の57%がなくした方がよいと、95%もの教員が忙しいと、そういうようなことが掲載されておったわけでございますけれども、これはやはり地域の教育力と、それから家庭の教育力と、その低下の中に総合的学習、ゆとりの教育というものを実施していったことがこのような結果を生んだのではないだろうか、私はそう思うわけでございます。

というのは、総合的な学習というのは、地域また家庭でも行わなければならない、いわゆるタイアップで行わなければならないと、このように考えるのでありますけれども、やはり学校に全部押しつけておると、そういうようなことではないかと。だから、先生におきましては、総合的学習、非常に苦労しておられる。教材とか、非常にそろえていかなければならないということで、大変なことだと、そういうふうに伺っております。ひとつ、家庭や地域の教育力を高める方策を考えて、今後、実施されることを強く要望いたしたいと、このように思っております。

その中で、学校教育で身につける必要性が高い力というのは、保護者、教員とも、基礎、基本の学力というのが一番高いわけございまして、やはり、保護者も教員も、基礎、基本が大切だということであろうと思います。けれども、保護者においては、授業時間増や補習授業については非常に要望が多い。けれど、教員は否定的で、両者の意識の差が際立ってきておるといことが言われておるわけでございます。

そこで、このたび発展的学習内容というのが加わってまいりました。来春から教科書が変わってまいります。今、教科書の選定に入っておりますけれども、今までの教育指導内容の基礎、基本プラス発展的学習内容が教科書の中に含まれてきたということで、教科書が少し量が多くなっているということでございましてけれども、この発展的学習を、やはり保護者の方は要望しているところが多いのでございまして、そのところの解決と言ったらおかしいですけれども、どのように対策を考えておられるか。一つには、習熟度学習というのがございましてけれども、そのところの実態と、これからどのように計画しておられるか、お尋ねいたしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

今日、学力に絡みまして、いろいろと心配事があるということで、海外のいろんな学力調査等々を踏まえながら、もちろん対象は高校生であったり、あるいは中学生であったりするわけですが、その中で、明らかに日本の子どもたちの学力が低下しているとい

うふうなことで心配される方が多々ございます。その傾向は、特に目に見える学力と見えない学力があるわけですが、目に見える、例えば知識・理解とか、あるいは技能的なもの、そういう世界の中でとかく学力の低下が目につくわけですが、そういうことの一方で、総合的学習等の中では、学ぶ意欲とか、あるいは判断力、思考力等々、いろんな、目に見えない学力を身につけることができるというよさを持っているわけでございます。

今、議員、御指摘いただきましたが、保護者の中には、その目に見える知識・理解あるいは技能の低下の一方に目を向けますと、補習をしてほしいとか、あるいは発展的な学習で時間をとってほしいという要望が来るわけでございますが、あくまでも学校は基礎・基本というものをしっかりと身につけた状態でもって、それを踏まえて次に発展していくというふうな格好で展開していかなければいけないのではないかと思います。

もちろん、授業時数の問題とか、あるいは配当の時間等々でいろいろと先生方も苦労しているわけでございますが、基礎・基本の徹底ということにつきましては、今、教育制度の面からも、あるいは教員配置の面からも、いろんな変化がありまして、例えば、学校の方に行かれれば、少人数学級という中で、今までは40いっぱいいっぱいいたのが、20から二十二、三人ぐらいしかいない学級で授業を受けていると。これはまさに、基礎・基本を徹底していくことにとっては大変都合がいいわけですから、そういった少人数学級とか、あるいは1つの学級の中に2人の先生が入りまして、チームを組んで展開していくという、こういったこととか、あるいは達成度別にとか、あるいは習熟度別にとか、いろんな方法で展開されてはいますが、あくまでもこれは基礎・基本を徹底していく、きめ細かい指導をしていくということの一つの方策として展開されると思います。

その一方で、補習学習に見られるようなものでなくて、基礎を身につけた状態で、さらに発展的に学んでいくという面での発展的な学習は非常に意味があるかと思うんですね。そのバランスを今からどういうふうにとっていくか、これが今後の大きな課題であろうと思っています。

教育委員会としましては、まずは学力の基礎・基本に当たるところのものをしっかりと身につけるということを大前提にしながら、それを踏まえて発展的学習に展開していくと。先ほどあったような、補習学習の方に向かうというのではなくて、違った面、基礎・基本を徹底した上で、その上でしっかりと自分の課題を追求していくというような方向でもっての発展学習の方を我々は期待したいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） 私の質問しているのは、現在、市の教育委員会の方で、学校においては習熟度別学習を少人数で行っておられる学校もありますので、そういうところを、

指導の加配ということは、各学校の校長先生は大変だということは伺っておるわけですが、いますけれども、加配を申請なさると。けれども、全部申請どおりに対応しておられないと。そういうところもあると思いますし、私は、きめ細かな指導の先生の加配ということ申請されれば、それを全部対応していただけないものだろうか、そのところをお伺いいたしたいと思います。

今、資料をもらっているんですけれども、少人数による授業など、きめ細かな指導、加配一覧というのをもらっておるわけですが、今、中学校で加配の人数がばらばらになって、多いところは多いけれども、少ないところは少ないと、そういうところが出ておりますけれども、これはどういう実態でありましょうか、お尋ねいたしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員さんの方から御指摘ありましたが、現在、市内には、少人数による授業での加配教員というものが、小学校で25名、それから中学校で13人という配置がされております。これは学校経営の根幹にかかわるものでありまして、どういうふうな授業展開をしていくかという学校長の教育哲学と、それから方法論との絡みの中で、学校の方からの申請を受けて、それを市教委が本庁の方に申請していくという格好の手続を踏むわけでございます。

希望どおりにすべてがかなえられれば大変いいんですけれども、やはり財源の問題等々がありまして、それらすべてがかなうわけではありませんので、その学校の校長さんの示された構想と、それから、生徒の数等との勘案の中で、この加配教員が決まってくるというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） 今、各校長の方から申請どおり、きめ細かな指導の先生の加配ということ、全部が全部希望どおりにならないという御回答でございましたけれども、非常に校長先生も苦勞して申請書を書いて、何とか加配していただきたいと、こういうような心情であろうと思いますので、どうかひとつ、そういうところにつきましては、なるべく加配してあげていただくように強く要望しておきたいと思います。

それから、今、学力検査を行っておられるということでございますので、小学4年生と中学1年生、これは標準学力検査のCRTの実施だろうと思いますけれども、今度全国一斉に行われるのが10月でございましょうかね、学習到達度、理解度の把握のための全国的な学力調査が実施されるということでございますけれども、本市においても独自に学力調査して、そのテスト結果による数値を把握して具体的な対策をとるという考えはありますでしょうか、そのところをお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

山口県におきましては、ことしの11月に学力検査じゃなくて学力調査が行われます。学力検査の方は、過去いろいろと問題を醸しましたものでありまして、学力調査でございますが、本市も県内にあるわけですから、当然、対象の学校になります。

あわせて、昨年度からスタートしました小学校4年生、中学校1年生という、これは本市の財源での調査でございますが、ぜひ続けさせていただきますようお願いしたいと思っております。

なお、このテストは、一つの見方でありまして、すべてこれで判断してはいけないので、あくまでも調査の一つでございますから、先ほど傾向を申しましたが、私がこの16年版を見て一番気にかかることは、知識・理解とか、あるいは目に見えるものでなくて、一番怖いのが、関心・意欲・態度の、この意欲の辺、あるいは学習習慣にかかわる辺がちょっと、全国的にも問題ですし、本市の場合もそういった問題が見えかかっております。この意欲あるいは学ぶ、あるいは学ぶことのつらさ、喜びを味わうということが、だんだん薄れてきているのではないかと、やはり学ぶ時期にしっかり学ぶと、そういう意欲づけ、あるいは目的意識、そういう習慣というものをつけるために、ここにしっかり目を向けておかないと、将来大きな禍根を残すのではないかとこのことを思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） 今、教育長さんの御答弁の中にございましたけれども、やはり、学力と生きる力、両方相まって周知していただくことを要望いたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、心のケアでございますけれども、いろいろと事件が起こっておりますし、長崎県では、佐世保の小6の同級の殺害事件、それから、山口県におきましては、下関の中学校3年女子の自殺、それから、このたび、非常に新しいところで、光高の教室に爆発物を投げ込まれた事件、そういう事件が起こっておりますけれども、長崎県また山口県、県の教育長は、そこで、真っ先に言われておりますことは、道徳教育の充実だということをも真っ先に掲げておられます。やはり、生きる力の中核は豊かな人間性ということで、豊かな人間性ということは、やっぱり道徳性になると。私は、教育の根幹は道徳にあると、このように思っておるわけです。

道徳教育のことについて、御回答ございましたけれども、私が見るところで、校務分掌で道徳の担任を決めておられて、その方が中心になって道徳教育をしておられる。週1回

の35時間でございますけれども、なかなか各校ばらばらで、十分に実施されておられるかどうかというのは、各学校でいろいろあると思いますけれども、私は、やはり、市内のそういう道徳関係、また関連なさる先生方、やはり情報交換とか、一つに集まって共通理解とか、そういうことをしていただきたいと思うんです。

先ほど、そういう研究をしておられるという御回答でございますけれども、実際はどのような実態でありましょうか、ひとつお尋ね申し上げたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

先ほどの、小中学校の道徳主任さん方が集まられて道徳教育の展開、特に心のノートの活用等々について突っ込んだ研究をなさったようでございまして、これが起爆剤になって、これを学校の方に持って帰られ、学校での学年部会あるいは研修会等々で御披露いただきながら、道徳教育の、あるいは道徳の時間の展開のありようについて教員が関心を高め、そして、その指導力を高めていくところにつながっていくことを願っているわけでございますが、私自身、今、市内の小中学校の年間の道徳の時間のデータを手元に持っているわけですが、年間、学習指導要領によれば、35時間というのが決まった時間だと思いますけれども、小学校で本市の場合、34.4時間という時間の確保、それから、中学校で31.6時間という時間の確保でございます。それぞれの学校で教務主任が、この道徳の時間の、まず、時間確保について非常に熱意を燃やしているのが本市の28校の特徴でございます。

あわせて、私からのお願いをしたいのは、道徳の時間の中で、ただ35時間を展開すればいいじゃなくて、そこに、いかに児童・生徒に感動を与えるか、あるいは価値観とさせるか、特に感動を与えなくては、時間数だけやっているのでは、なかなか深まらない、広まらないと思うんですね。人間は、感動したときに最もよくわかるという言葉がありますが、やはり、感動、まさに学級担任が、この年間三十四、五時間しかない時間の中で、いかに感動を与える授業をするか。そのためには、教師自身が出くわす教材にどれだけの感動を持つのか、あるいは憤りを持つのか、そういった情感に訴えるものを持って臨まないと、道徳の時間は深まらないと思っています。

今後、我々の立場としては、道徳の時間の時間数の確保と同時に、児童・生徒にいかに感動を与える授業を展開していただくか、そのための指導主事の働きを今から重視していきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） 御答弁で、時間だけではないと、そういうことで、感動をどう

与えていくかということで、非常に素晴らしいことだと感銘いたしました。

それから、心のノートを使っておられるということでございます。また、先ほどの答弁で、やはり、防府市で独自に教材の開発をしておられるということ、非常に素晴らしいことだと、このように思っております。これからも、道德教育の充実に精進していただける、このように思います。

ところで、心のケアで、いわゆるカウンセラーでございますけれども、今、大体、カウンセラーは何人おられるか。そして、中学校でばらばらでございますね。週1回、1回が8時間、年が35週というのもありますし、多いところもございます。その中に、対象を小学校と書いてあるところもあるわけですね。拠点校として、また、小学校もそこに行くということでございますけれども、そういう小学校がここに入っていないところは、どのような形態で行っておられるか、ひとつお尋ねいたしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） このスクールカウンセラーは、原則的には中学校に配置というのが山口県の現状でございます。したがって、今、議員御指摘の小学校へもということで、今、2校ほど、小学校に出向くという格好での勤務をしている方がいらっしゃいます。全体8人で、その中の2名が2つの小学校に、別々のところに行かれると。

もともとこれは中学校に配置されていますけれども、小学校の方の児童のカウンセリングをしても構わないというようになっていると思っておりますし、また、学校の中においては、対象の生徒に対するカウンセリングが中心ですが、保護者に対しても、あるいは教職員のカウンセリングの研修の講師としても使って構わないし、また、今申しましたように、小学校に出向いても構わないと。ただ、持ち時間の関係で、完全に小学校に行きつきりというわけにはいかない状態でございます。委員会としては、小学校にもカウンセラーをつけてほしいと要望していますが、まだそこまで県の教育委員会の方の判断は決断が行っていないように思います。引き続いて、小学校までこのカウンセラーをつけていただくように、今から努力してまいりたいと思っております。

まだ、残りが市内11校ありまして、まだ8校目ですから、もう3校あるわけなんですね、まずは中学校の方に1校1名のカウンセラーをつけていただくことを第一段階にして、あわせて小学校にも配置していただくようお願いしてまいりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（弘中 正俊君） 18日に、文部科学省の視学官に、山口県教委はネット上の有害情報の規制とスクールカウンセラーの増員を要請したと、このように出ております。やはりスクールカウンセラーは、今の時代には大切な方だと、このように思っておりますし、

ひとつ小学校にも配置できるように、カウンセラーの増員をよろしく要望いたします。

最後になりますけれども、長崎の佐世保市の同級生殺害事件などを受けて、文部科学省は、5月31日に、児童・生徒の心に響く道徳教育推進事業、命を大切にすることをはぐくむ教育の推進に関する研究とあって、指定校を定めたと。やはり、命を大切にすることというのは非常に重要だと思っておるわけでございます。

私は、ある本を読んでおりました、最近の本でございますけれども、その中に、人が死んだら生き返る、そういうことが出ておりました、その中に、ある小学生に尋ねたら、そのクラスの8割が、人が死んだら生き返ると。私は、そういうことはあり得ないだろうと、一笑に付したわけですがけれども、いや、実際に調査しているところがあるんです。

それが、毎日新聞の、これは福岡版ですがけれども、2005年1月25日に、長崎県佐世保市の小6同級生殺害事件を受けて、同県教委は24日、小・中学生約3,600人を対象に実施した生と死のイメージに関する意識調査の結果を発表したと。「死んだ人が生き返ると思うか」の問いに、15.4%、いわゆる3,600人の中で555人が「はい」と回答している。一部の児童・生徒は、人の死を現実的にとらえていないことが浮き彫りになったと。ただ、中学生の方が小学生より、「生き返る」と答えた割合が高く、県教委は結果については、一部疑問もあり、経年調査したいとおるということでございます。

この調査をなさるきっかけになったのは、長崎家裁の佐世保支部が事件の審判決定要旨で、「加害児童は自己の経験や共感に基づいた死のイメージが希薄」と、こういうことを指摘されているんです。それで、あの調査をされたわけでございますけれども、それが、小学校4年、小学校6年、中学校2年、小学校4年が14.7%、6年が13.1%、中学校が2年生が18.5%、人が死んだら生き返ると。人の命というのを非常に希薄にとらえているのではないかと、非常にびっくりしたデータが出ておるわけでございますけれども、防府の小・中学生は何%になるだろうかということは、大きな関心があるわけでございますけれども、ひとつ人の命を大切に、いわゆる道徳教育のさらなる充実を念願して、私の全質問を終わらせていただきます。

○議長（久保 玄爾君） 以上で8番、弘中議員の質問を終わります。

○議長（久保 玄爾君） 次は、20番、河杉議員。

〔20番 河杉 憲二君 登壇〕

20番（河杉 憲二君） 六日会の河杉でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、子どもの安全対策、市民の防犯対策、そして文化財保護についてでございます。執行部におかれましては、前向きな御回答をよろしくお願いいたします。

まず、最初に、子どもの安全対策についてお伺いいたします。

近年、学校を発生場所とする犯罪の事件が増加してきております。凶悪犯が増加するとともに、外部の者が学校へ侵入した事件が、全国で、平成14年には2,168件と、平成11年の1,042件と比べて2倍を超える状況にあり、大きな社会問題となっております。平成11年12月には、京都市日野小学校において、平成13年6月には大阪教育大学附属池田小学校において、そして、まだ記憶に新しいですが、本年2月発生いたしました寝屋川市中央小学校など、余りにも痛ましく、安全であるべき学校において決してあってはならない事件が発生いたしました。防府市内の小学校は大丈夫なのであろうか、対策はとれているのかなど、多くの市民が関心を寄せています。

こうした状況を受け、文部科学省は平成14年12月に学校安全に関する具体的な留意事項として、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルを作成し、さらには平成16年11月に学校安全緊急アピールが発表されました。この緊急アピールの内容は、学校設置者による具体的な取り組みについて、地域社会に協力願いたいこと、地域の関係機関や団体に協力願いたいことなど、大きくは4つの柱から成っております。行政関係者は、児童・生徒の安全の確保と学校の安全管理は最重要課題であると認識し、「私たちの学校や地域では事件などは起こらない」などと楽観せず、事件は、いつ、どこでも起こり得るという危機感を持って、その上でさまざまな対策を講じていかなければならないと思います。

そこで質問ですが、現在、防府市といたしまして、どのような対策を講じられているのか、御所見をお伺いいたします。

次に、防犯対策についてお伺いいたします。

最近の犯罪の発生状況は、都市型の犯罪が急増するとともに、犯罪の形態の多様化に伴い、年々凶悪化してきております。また、児童をねらった連れ去り未遂事件や、痴漢などの不審者事案、ひったくりや窃盗などの街頭犯罪も後が絶えないのが現状であります。防府市の犯罪の発生状況を見ますと、平成11年は刑法犯総数が1,544件であったものが、平成15年では刑法犯総数が2,164件であり、620件も増加しております。これは、警察が把握している数字であって、実際はもっと多くの犯罪が発生していると思われる、平穏な市民生活を脅かされてきております。このような状況の中、市民に対して犯罪の発生や防犯に関する情報の提供を行っていくことは、犯罪発生の抑止の視点からも大変重要であり、効果が高いと言われております。

そこで、パソコンや携帯電話のメール機能を活用して、防犯などの緊急情報や、平常時には啓発情報を配信し、行政と市民が双方で情報を伝達できる市民参加型の電子メールシステムを構築すべきであると思います。これは、市民みずから自主的に市に登録してもらう制度であります。配信する情報といたしましては、不審者の情報、警察や消防から提供された犯罪や防犯関係情報及び不審火や防災関係情報、児童や高齢者の行方不明情報などであり、また、登録者から提供してもらいたい情報といたしましては、不審者の遭遇または目撃情報、防犯等に関する情報、行方不明者の目撃情報などであります。そうすることにより、頻発する犯罪や不審者等の情報を広く市民と共有することにより、子どもたちをはじめとする市民の安全確保のための意識を高め、もって安全なまちづくりを推進することができると思います。

現在、この防犯メール事業に取り組んでいる自治体もふえてきておりますが、防府市も取り組まれてはいかがなものか、御所見をお伺いいたします。

続きまして、防犯に対する市民参加についてお伺いいたします。

平成13年に出されました第3次防府市総合計画によりますと、「近年の犯罪は全国的な傾向として、低年齢化、多様化してきています。こうした中で、警察を中心とした防犯体制の整備を進めるとともに、青少年の非行防止を含め、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでいくことが必要となっております」とあります。確かに安全・安心のまちづくりを推進するには、行政の取り組みのみならず、地域住民の方々の御協力が欠かせません。

本市におきましては、警察署、防犯対策協議会、青少年育成市民会議など、防犯思想の普及、啓発に取り組まれており、また地域においては、子どもの安全対策として学校・PTA・子ども会、自治会、青少年育成連絡協議会など、それぞれの団体があいさつ運動や夜間巡回などを自主的に取り組まれておられます。しかしながら、子どもたちが巻き込まれる事件、事故は後を絶たないのが現状で、非行少年の検挙、補導状況を見ますと、防府署管内で平成14年には261人、平成15年には234人にも上ります。このような状況の中、地域ぐるみの防犯対策に多くの市民の方々の関心がより高まってきております。私たちも何かお手伝いできないかと思っておられる市民の方も大勢いらっしゃると思います。

そこで、市民の方が無理なく気楽に参加できるパトロール組織を立ち上げられてはいかがでしょうか。具体的には、買い物や散歩、ウォーキングなど外出時に地域防犯のロゴの入ったグッズを身につけてもらい、登下校の子どもたちに声をかけたり、不審者がいないか気を配ったりしてもらい、何かあれば連絡してもらおうという組織です。多くの市民が参加することにより、防犯意識は高まり、また、犯罪防止の抑止力にもつながると思います。

安全で住みやすいまちづくりを推進するためにも、こういったソフトの事業にも力を入れていく必要があるかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

続きまして、図書館移転に伴う現有施設の転用についてお伺いいたします。

御存じのとおり、防府市では、現在、防府駅周辺のにぎわいを創出すべく、防府駅てんじんぐち再開業事業が進行中であり、その中の公共公益施設の一つとして、市立図書館が移転され、来年6月下旬の竣工を目指し建設工事が着々と進められております。

ところで、この図書館が移転した後の施設については、どのように活用していくのか、多くの市民が関心を寄せているところでございます。現施設は、昭和56年5月に建設され、鉄筋コンクリート3階、一部4階建ての延べ床面積2,991.84平米を有し、年間約10万人を超える利用者があり、多くの市民に親しまれてまいりました。施設の転用については、建設補助金の性格上、社会教育に関する事業など用途が限られてまいります。

そこで、提案でございますが、埋蔵文化財や古文書、海洋民俗資料などの保存や展示をする施設にしてはいかがなものでしょうか。防府市の総合計画の中には、「文化財を次世代へ継承し、積極的に活用するため、文化財に関するこれまでの調査結果や資料などの保存展示、さらには教育普及及び情報発信や体験学習などできる複合施設の整備について検討します」とあります。御存じのように、教育委員会所有の文化財は、市内各地の遺跡からの出土品、土器、石器、瓦、木器、骨などですが、コンテナに換算して約8,800箱分あり、これらを収蔵するときには700平米が必要とされております。さらに、塩業資料や文献、海洋民俗資料などを合わせると、1,150平米が必要になります。

現在、これらは、周防国府跡発掘調査事務所や競輪局旧選手宿舎や市役所旧消防倉庫などに分散して保管してあります。中には大変貴重な出土品もあると伺っておりますが、なかなか市民の目に触れることも少ないのが現状であります。また、周防国府跡発掘調査事務所の老朽化が進んでおり、貴重な出土品も損なわれる危険性もあります。

私は、旧図書館に埋蔵文化財や古文書など、防府の貴重な歴史的資料を集約し、保存、展示することにより、貴重な財産が守られ、また、先人が残してくれた遺産を多くの市民に見てもらい、そして、後世に伝え、残していくことができるかと思っております。隣接には青少年科学館があり、教育施設としても一体的に活用できると思っております。

そういった観点から、生涯学習の機能を有する文化財施設にすべきであると思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

続きまして、周防国府跡発掘調査事務所についてお伺いします。

周防国府跡発掘調査事務所は、市内各地で発掘された出土品を収集、選別、復元、展示、保管を行っている発掘調査の拠点であります。現在、プレハブ倉庫4棟あり、その中に出

土品を入れたコンテナ約6,000箱が所狭しと保管しており、一部2階には復元した土器や模型なども展示してあります。この事務所は、昭和53年からプレハブ倉庫や事務所を設置し、徐々に建て増しをして現在に至っているものでございます。しかしながら、老朽化が目立ち、また、昨年の台風の被害に遭い、かなり傷んでいるように思います。このままでは、せっかくの埋蔵文化財が被害に遭いかねない状況にあると思います。今後も、発掘調査を進めていくことを考えれば、建て直す必要があるかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 20番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市民の安全対策についての御質問にお答えします。

本市におきましては、市民の安全を願い、安心して安全な市民生活の確保のため、防犯対策や交通安全等のさまざまな施策に取り組んでおりますが、市民の安心・安全に関する関心が高まってきたことにこたえるため、この4月から、生活環境課の交通安全推進室を市民安全室と改称して生活安全係を新設し、市の窓口を明確にするとともに、消費生活係を市民安全室に移して関連業務の一体的な対応を図ることにいたしましたところでございます。

また、防府警察署を中心として、防府地区防犯対策協議会、ボランティア関係団体等が連携をとられ、地域と一体となってさまざまな地域安全活動を推進し、成果を上げておられます。そのほかにも、暴力追放活動、交通安全活動等も全力を挙げて推進されており、市民生活の安全のため、日夜御尽力をいただいております。

御質問1点目の防犯メール事業につきましては、インターネットや携帯電話などのITを活用して地域住民が防犯情報等を共有できるシステムで、総務省のモデル事業、地域安心・安全情報共有システムとして、平成16年12月から平成17年2月にかけて、全国20自治体を選ばれ、実証実験がされたものです。なお、平成17年度も新たな自治体を選定され、引き続いて実証実験の実施が予定されておりますが、本事業につきましては、改善すべき点もあるようでございますので、実証実験で検証されましたシステム上の問題点の結果等を慎重に分析し、関係各課、警察、学校並びに地域住民の意向をよく調査した上で取り組みを含めて検討してまいりたいと考えております。

御質問の2点目の市民、行政、警察署と連携して市民パトロール組織を立ち上げてはどうかという御質問についてお答えいたします。

防府地域防犯対策協議会の関係団体やボランティア団体の皆様方が、防犯パトロール隊を組織され、各地区において活動しておられるところでございますが、特に小・中学生の

通学路の安全確保が重要であると認識しておりまして、今後も、多くの市民の皆様が地域ぐるみの防犯活動に気楽に参加していただけるよう、防犯パトロールの組織化も含めて、防府警察署や関係機関と連携をとりながら市民の安全確保に取り組んでまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長、教育委員会参事よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（河杉 憲二君） まず、防犯メールのことについて、ちょっと、これは提案ですので、言いますけれども、現在、総務省が地域安心・安全情報共有システムということで、昨年、16年の12月から実験を行っている、全国20自治体ということなのですが、基本的に国の方も、今、メールの活用というのを非常に重視してきております。

現在、携帯電話の普及率が全国で約66.7%、これは昨年の資料ですので、ことしはもっと上がっているかと思えます。いわゆる3人に2人以上が持っているわけなんですね。そこで、防府市内でも、かなりの方が持っていらっしゃると思うんですが、基本的な内容とすれば、前回、同僚議員が、消防におけるメールの活用ということで質問いたしましたけれども、まさしく同じようなことを防犯でもやったらどうかと。自治体の取り組みの中で、防災、防犯ということをあわせて取り組もうとしている自治体もございますので、少し考えてみていただきたいなということで、今回取り上げたわけです。

流れからすれば、市民から得た情報を行政が整理して、登録者に配信するという内容でございます。この一番の大きなメリットというのは、いわゆる事件、事故や不審者の情報を早く市民に知らせることにより、市民自身が早い対応ができるということなわけです。だから、例えば子どもの安全にかかわる情報があったときには、現在は学校を通じて連絡網で保護者に伝えておりますけれども、しかしながら、隣の学校区には、保護者は数日後に知るようなことが、やっぱり多いわけです。そういうところをできるだけなくそうということが、今回のメールなんです。

例えば、具体的にどういう情報を配信するかといいますと、メールの情報で、これはあくまでも実験的にやっている市の内容なんですけれども、日時、5月9日、16時ごろ、場所、やよい町2丁目やよい公園近くのアパート付近。内容、部活から下校中の中学1年生女子6人が、下半身露出男と出会う。生徒はすぐ逃げ、男も立ち去った。服装、チェック青シャツ、Gパン。処置、学校は交番パトロール強化依頼。注意、登下校は複数で、人通りの少ない道、暗い道は避ける。こういった内容が配信されるわけなんですね。ですから、いち早く実質手元にそういった配信が来れば、保護者とすれば、登録者はそれなりに自分の子どもたちや近隣の人に、こういうところは不審者があるから気をつけましょうと

ということが、まず気持ちの中でインプットされるわけなんですね。

不審者というのは、その場にはもういませんから、移動しますから、隣の校区とか、いろいろなところに移動しますので、その辺の情報を共有しようというのがこのメールだと思っております。うまくいけば、メールシステムが整えば、早ければ数十分以内に情報を知らせることができると言われております。

ただ、先ほど、市長の答弁にもございましたけれども、若干の問題点もあるあるようございまして、大事なものは、例えば配信する情報の信頼性、中立性の確保という問題と、だれが情報を受けて、だれが情報を書き、そして決裁をだれがするのか、こういった問題、いわゆる責任の所在の明確化というの也被われております。そして最大のやらなければならないことというのは、登録者の個人データの保護、いわゆるサーバーの設置とセキュリティー体制というのを確立しなければならないと、問題点としては言われております。

この防犯メール事業に取り組もうとする自治体も実はふえてきております。先ほど市長も言われましたけれども、総務省のモデル事業で行っています以外にも、独自で防犯に対するメール事業を行っている市もあるやに聞いております。しかしながら、先ほど言いましたように、まだまだ試行錯誤の段階であり、改善しなければならないというところも聞いておりますので、今後の課題なのかなと。

ただ、私は、行政と市民との間で、メールを媒体として、ある面ではキャッチボールすることによって市民の防犯意識は高まると思われるので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。この項は要望にします。

それから、防犯に対する市民参加の件ですけれども、現在、防犯対策協議会など、さまざまな防犯に対する取り組みがなされておる、こういうことございまして。先日、中関地区で子どもたちの安全確保と環境美化を目的とした見回り隊というのが結成されました。緑のジャンパーを着て、登下校時に2人一組で散歩しながら子どもたちを見守ると、大変いい活動だと思っております。私は、こういった活動をもっと実は広く市民に広げたいと思っております。

この、取り上げた一つの大きな要因の中に、現在、福岡県の春日市がこういった問題を積極的に取り上げております。平成16年4月に、筑紫野警察署と協力して、買い物や散歩、ウォーキングなどのついでに、いわゆるサンバイザーやワッペン、フラッグなどの目印となるグッズを身につけてもらい、パトロールなどの大げさではなく、優しくまちを見守ってもらうネットワーク「ついで隊」が発足したと、このように書いております。

ことし2月に、ちょっと私もお話を伺いに行ったんですが、その担当課、まちづくり課というんですけれども、その課の方の話によりますと、このついで隊の3カ条というの

がございまして、グッズの着用、あいさつ、マイペース、この3つだそうです。つまり、自分のペースでやりなさいということと、それから、グッズはそのかわり無料で提供しますよと。このグッズの無料の提供ということで、現在、市民の数も、登録者総数で今年の9月で1,685人ですので、現在、2,000名を超えているのかなという気はしておりますが、ただ、予算は筑紫野地区防犯協会というところからこのグッズを提供していると。ですから、当然、事務局はここの防犯協会が事務局となっております。ただ、一番活発に活動しているのは春日市だそうです。

そこで、春日市自体も、さっき言った、防犯のメールのモデル都市となっております、あわせてメール事業にも取り組んでおりまして、登録者は2,000人を超えておりまして、平成16年には103件送信したと、こういうことを言っておりました。

その効果かどうかわかりませんが、特筆すべきところは、ここの街頭犯罪等件数というのが、平成15年が2,279件だったものが、平成16年には1,731件と、548件減ったと、こういうことを言っておりました。パーセントにいたしまして24%。市の見解とすれば、ついで隊や防犯メールのような事業を含めて、地域全体が防犯意識を高めながらも着実な防犯活動を展開していったことによる実績で実現したものと考え、こういうふうに見解を述べておりました。つまり、多くの市民が幅広く参加することによって、市民自体の周りが防犯意識が高まったということのあらわれだと思います。

ですから、決して組織で動くのではなくて、いつ、どこで、また、どのようにと、あくまでも自分で決められるということなんですね。いわゆる無理なく、長く活動できる。そうすれば多くの市民が参加しやすいと、こういうことだと思います。市民意識を高めるといふことに対しては、非常にいい方法の一つだなと、このように思っておりますので、ぜひとも考えていただきたいなと思います。

この項は以上で終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、文化財保護について、教育長。

〔教育長 岡田利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 図書館移転後の転用として文化財学習施設とすることについての御質問にお答えいたします。午前中の藤本議員の質問に対する答弁と一部重複いたしますが、お許しいただきたいと存じます。

文化財は、市民共有のかけがえのない財産であり、これに対する市民の皆様の理解、認識を深めながら、文化財の保護に努めるとともに、その保存、展示の場として、また、歴史・文化の発信の場として、子どもたちの体験学習の場として、さらに文化財講座と市民の生涯学習の場として利用できる魅力ある施設は必要不可欠であると考えております。

教育委員会といたしましては、図書館移転後の跡地を文化財保護を目的とした複合施設として転用することについて、関係部局へ要望してまいりたいと存じます。

次に、周防国府跡発掘事務所の建て直しについての御質問にお答えいたします。

周防国府跡発掘事務所につきましては、昭和53年12月から暫定的にプレハブ倉庫及び事務所を順次設置し、発掘文化財の展示等を行って現在に至っております。議員御指摘のように、基礎部分の腐食や台風による損傷などで、建物の老朽化が著しいものも事実でございます。しかしながら、発掘事務所は都市計画街路用地内にあり、また、さきに述べましたように、図書館跡地への文化財保護を目的とした施設移転の構想もあることなどから、現時点での建てかえは計画いたしておりません。

なお、子どもの安全対策につきましては、御質問につきましては、恵藤参事よりお答え申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（河杉 憲二君） 教育委員会としても、そのような大体、私の考え方と同じであるという、それぞれ関係部局の方に、市長部局の方に要望していると、こういう解釈でよろしいわけですね。

転用については、公共社会教育施設整備費補助金に係る財産処分についてという、こういった資料があるんですけども、10年経過したものについては転用しても構わないということだろうと思うんですが、その内容につきましては、用途というのがある程度限られてきておまして、ただ、この一覧表を見ますと、文化会館等の文化施設、これに当てはまるのかなという気はしているんですが、あとは勤労青少年ホーム、農村環境改善センターなど、多種さまざまにあると思うんですけども、規模からいきますと、私は、この今の現状からすれば一番いいのではないかなと。そういった文化財、歴史資料館と、最初は思っていたわけですけども、歴史博物館です。

ただ、この博物館というのは、いろいろ調べてみますと、博物館法という法律がありまして、学芸員を何人置かなければいけないとか、管理からすれば、いろいろな問題がどうもあるようでございまして、それは、いずれ将来、現場事務所に建てればいいなという気は実はしているんですけども、今回、そういった図書館の活用ということで御提案させていただいたわけです。

防府市には120以上、いわゆる国・県・市の指定文化財がございまして、それ以外にも保存すべき資料というのがたくさんあるというような話を聞いております。例えば、市の公文書とか小・中学校の校区日誌、また戦前の資料など、それがそれぞればらばらに実は保管されておるといような話をお伺いします。それは集約して、一つの書庫にという

ことになれば、今の図書館の収納スペースに充分はまるということだと思います。

それと、せっかく周防国府の資料というものがあるわけですから、それを展示することによって、全国に実は発信することが可能になってくるわけなんで、先ほど、文化財保護の方もいろいろな形でインターネットを通じたメールマガジンですか、立ち上げていらっしゃるようですけれども、ただ、それはあくまでもインターネット上の問題であって、現物を見に来ようという、そういった施設が要るわけですね。そのためには、こういったハードの施設が整えば、全国発信して、全国の方が来られるというようなやり方もできるかと思っています。

国分寺の本堂の大修理を行った後、御住職に話を聞きますと、かなり訪問者があったと。そのうち7割以上が実は市外の方らしいんですね。寂しいかな、防府市内の方は余り来られないということで、ちょっと寂しがっておりましたけれども、しかしながら、やはり国分寺の修理であれだけの方々が来られるということは、ある面では周防国府の歴史、防府の歴史等も抱き合わせて、一つの資料館として行えば、将来的には観光の一つの拠点になるかと思っています。

そしてまた、隣の青少年科学館なんですけれども、毎年、4万人を超える方々が実は入館者があります。小学校が大体31校で、中学校が20校、年間ですね。そうしますと、歴史と科学ということで、複合的な総合学習が可能になってくるのではないか。あわせて、研修室や会議室等もありますので、そこでいろいろさまざまなサークルもしくは勉強会等々も可能になってくる。延べ床面積が3,000平米近くありますので、上手な活用をすれば、一つの拠点になるかと思っていますので、ぜひ文化財施設として、これは市長にお願いした方がよろしいんですかね。ぜひ、よろしく御検討の方、お願いしたいと思います。

それから、発掘調査事務所の建て直しの件なんですけど、今、教育長が言われましたように、例えば、今、確かに都市計画道路の街路上に建っております。しかしながら、その中で、問題は問題という話は聞いておりますけれども、仮に、例えば中の埋蔵文化財をどこかに移転させたとしても、出土品というのは、ふえることはあっても減ることはないわけなんです。

それから、周りの排水の関係等々を考える上でも、あのあたりが一番いいのかなと思っておるんですが、ただ、中の展示、実は先日、僕も、藤本議員じゃないですけども、同じ地区内にありますので、行ったんですよ。そうしますと、これ、大丈夫かというような雰囲気なのは確かなんです。それは、教育長御存じのとおりなんです。台風の時も、雨風が強かったら、外にガードをするんじゃないくて、部屋の中にブルーシートを張るというんです。そういう状況であるということ、ぜひ御認識いただきたいと思っています。です

から、仮に、例えば中の埋蔵品等々、それから、図書館もしくはどこかに移転したとしても、発掘調査事業というのは行うわけですから、現時点において、今の都市計画道路上はまずいというのであれば、どこかかわすなり、どこかまたそういった拠点をつくらなければならないわけですから、そのためにも少し考えられたらいかがかんと思っております。

それと、ぜひ、今よりも、少し丈夫なプレハブで、2,000万円も3,000万円もかからないと思うんですけれども、丈夫なプレハブにしていただければ、中で作業をしていらっしゃる職員の方並びにパートの方、一生懸命頑張っていると思いますので、どうかよろしく願いいたします。これは要望とさせていただきます。

以上で、この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） 続いて、子どもの安全対策について、教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 学校の安全管理の取り組みについて、御質問にお答えいたします。

各小・中学校では、毎年、危機管理マニュアルの見直しと改善を行っております。特に、不審者対応危機管理マニュアルについては、昨年度より、防府警察署と連携して不審者侵入に備えた避難訓練を実施することにより、専門的な見地からの指導を受け、マニュアルの改善に役立っているところであります。

また、防府市教育委員会といたしましては、防犯教育研修会等の学校安全に関する研修会への積極的な参加を促すことにより、最新の防犯知識の普及に努めています。昨年度は、防府市小・中学校生徒指導主任会において、防府警察署の専門指導員による、さすまた使用法研修会を実施いたしました。さらに、本年度は、児童が登下校時などに不審者に遭遇した場合を想定した不審者対応訓練を、各小学校と防府警察署の連携によって実施する予定であります。

不審者情報については、防府警察署と連携し、ファクスと電子メールによって速やかに学校へ連絡できる体制を整備しております。加えて、学校によって、登下校時以外は門扉を閉鎖して、不審者が侵入しにくくしたり、子ども110番の家の位置を安全マップの中に明記したりして、不審者による児童・生徒の被害防止を図っているところもございます。

なお、昨年度から、市内全小中学校の全児童・生徒への防犯ブザーの支給を開始し、本年度も新入学児童へ支給しております。今後も、関係各機関や団体と連携をしながら、学校の安全管理を一層充実させてまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（河杉 憲二君） 今、御答弁がございましたように、それぞれの学校で危機管

理マニュアルを作成して、毎年見直しながら研修等を行っていると、こういうことでございますが、今、答弁の中にありましたように、市としても、そういった子どもの緊急対策として、昨年、防犯ブザーというものを小・中学校全児童、約1万300人でしたか、支給しております。もうじき1年足らずになるかと思いますが、現在、どのような状況になっているのか、ちょっとお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 平成16年度より、防犯ブザーを市内の小中学校に配布している状況でございますけれども、学校への持参状況につき、6月初旬に抜き打ちで調査いたしました。小学校全体で約77%、中学校全体で約42%の児童・生徒が防犯ブザーを学校へ持参しておりました。

また、小学校の約77%の内訳でございますけれども、低、中、高学年別に分けて申し上げますと、低学年が約88%、中学年が約72%、高学年約70%となっております。なお、市内17小学校のうち、全児童が防犯ブザーを持参していた学校が6校ございました。

次に、指導につきましては、本年4月初めに、本市教育委員会から新1年生児童用の防犯ブザーを各校へ支給いたしました。同時に、防犯ブザーの使用に関する指導事項マニュアルというリーフレットを各小学校へ送付し、教職員の共通理解と全児童への指導を依頼いたしました。また、小・中学校においては、全校集会や不審者情報が学校に入ったときなどの機会をとらえて、児童・生徒に防犯ブザー支給の目的や正しい使い方などを指導しております。

ここで、最近、防犯ブザーが役立った事例がありますので、御紹介申し上げます。本年4月に、小学校3年生の男子児童が下校時に「ちょっと、おいで」と声をかけられたとき、児童が後ずさりしながら防犯ブザーを鳴らすと、近所の方が出て来られ、不審者を追い払うことができました。また、6月には、1年生の女子児童が2人で下校中に不審者に出くわし、だんだん近づいてきたので、とっさに防犯ブザーを鳴らすと、不審者は女子児童がいる反対の方向へ逃げ去ったとの2件の報告を受けております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（河杉 憲二君） 今、数字を初めて聞きましてびっくりしているんですが、学校に持っていく児童が平均では77%、中学校が42%、これはしょうがないかなという気がせんではないんですけれども、ただ、実はこれ、あくまでも学校に持って行っている数字なわけですし、ランドセルにつけているとか、バッグにつけているというのが実は多

いわけですね。

先日、地元の行事がありまして、ウオークラリーなんですけれども、かなりの児童・生徒が集まってまいります。その中で、ちょうど私も役員でしたので行きまして、約十何人ぐらいに防犯ブザーを持っているかということ聞いたんですけれども、十数人おって、持ってきたのが5年生の女の子1人だけだったんですね。つまり、学校の登校のときには持っていくけれども、日ごろのときは持っていかないわけなんですね。そのときに、持ってなければ意味がないじゃないかと、こういうことを言ったんですけれども、そのうち、4人ぐらいが壊れたとかなくしたとか言うておりました。ですから、ちょっと、この77%の数字というのは、どうなのかなという気がしたんです。

先日、また、中学校の地区懇談会がありまして、私、行きまして、地区のお母さん方、十何人いらっしゃったんですが、お話を伺いました。そうすると、いつも持参しているよという子が、中学校のあれは2年生のお母さんでしたか、いわゆる女の子に持たせていると。実はそれは、破れているんだけど、いつもブラブラさせているから防犯になると、いわゆる防犯ブザーを持っているよと、だけど、実は破れているらしいんですよ、壊れたと。結構、大変申しわけないですけれども、粗悪品が多いんじゃないかということをお父兄の方から言われました。ですから、支給してもらうのはありがたいんですけど、壊れたらそのままになっているのが実は多いんですね。

実は、私の子どもはまだ小学校なんですけれども、はっきり言って、市からもらった分はなくしました。それで怒って、女房に言って、女房がどこかへ買いに行って、持たせてありますけれども、やっぱり隣近所の同級生とかが持つとかんと、何か恥ずかしいというか、何かそういうような雰囲気もあるようなんですけれども、その辺のところ、学校の指導はそうなんですけれども、今後、父兄とかPTAを通じてでもそういった指導もする必要があるのかなと。ただ、あくまでも、支給しっぱなしということではなく、後のフォローというのが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、学校の安全確保ということで、文部科学省の通達の中に、「学校や地域の状況により具体の対応はさまざまと思われませんが、少なくとも校内への出入り口を限定し、施錠などにより適切にそれを管理することが安全確保の大前提となります」と。いわゆる校門の出入り口、通用門の出入り口は施錠しなさいよということを行っているわけなんですけれども、しかしながら、市内の小学校、中学校の中には、敷地内に赤線などが通っていて、閉め切るわけにいかないというところもあるように聞いているんですが、その辺の実態はどのようになっているのか、ちょっとお伺ひします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 学校内のいわゆる敷地内における赤線、それから私有地、そういったことについての実態と伺いますか、そういったことにお答えいたします。

議員御指摘のように、学校敷地内に赤線があり、地区住民の方々の利用があるため、通用門などを閉めるのが難しい学校は、中学校では桑山中学校、国府中学校外5校、小学校では、佐波小学校、西浦小学校外6校があります。それぞれの学校で利用される地域の方々との協議により、お互いの理解の上で、通用門などの開閉をしているのが現状でございます。また、正門、通用門のほかにも出入り口があると同時に、フェンス等の囲いが周辺になく、校地内への出入り口が自由な学校が多いのも現状でございます。

このような状況の中で、児童・生徒の安全確保のため、門扉や周辺のフェンス設置などの要望を学校から聞いておりますけれども、限られた予算の中での事業実施であります。学校と協議をしながら施設整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（河杉 憲二君） 御存じのように、例の俗に言う赤線ですね、法定外公共物等々の管理は、現在、管理者は市になってきておりますので、実態に即した形で、できるだけ、大抵、赤線の変更等々というのはやっているかと思うんですけれども、それが実際、まだ地域住民の方々等には御理解を願えてないところもあるかと思うんですよ。ですから、よく、その辺のところをお話しして、地域の方々とも協議しながら、この問題等については行っていただきたいなと思っております。

それから、先ほどちょっと話をしました子ども110番の件なんですけれども、御存じのように、この子ども110番は、いわゆる地域の子どもたちは地域で守ろうという、子どもが安心して暮らしていける環境を確保するため、全国的に実は取り組まれているものなんです。防府市におきましても、平成10年より取り組まれているようなんですけれども、現在の設置状況、それから安全マップの状況、取り組み等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 地域の御協力、いわゆる安全マップ、それから子ども110番の家等々について、お答えいたします。

全国的には、近年、学校内のみならず、通学路それから自宅付近の遊び場などにおきましても、児童・生徒の安全が脅かされる事件が相次いで発生しております。このような状況を踏まえ、防府市教育委員会といたしましても安全管理に努めておりますけれども、児童・生徒の安全確保は行政だけでは限界があり、地域ぐるみで取り組むことが求められて

おります。

本市では、従前からPTA、自治会、婦人会ほか地域の諸団体の御協力を得て、青少年補導員制度を設け、現在、149名の方が地区内の巡視活動や環境浄化に取り組んでいただいております。さらに、防府市青少年育成市民会議の傘下の青少年育成地区会議におかれましても、補導活動に御精励いただいております。

また、警察においては、児童・生徒の緊急避難場所として、平成10年9月に子ども110番の家を設置し、平成17年4月現在、市内では528カ所を数えておりますが、所在をより明確にするため、牟礼、松崎、西浦、佐波、小野、右田の6地区におかれましては、のぼりを自主作成して立てておられます。こののぼりにつきましては、製作費用の軽減を要望するという地区もありますので、共同購入を含めて今後検討したいと考えています。

さらに、多くの地区におかれましては、PTAや地区の諸団体との連携により、安全マップを作成され、児童・生徒の危険回避に活用されておられます。このように、児童・生徒の安全確保のため、それぞれの地域でさまざまな取り組みが展開されています。

防府市教育委員会は、今後とも、地域の皆様の御意見と御協力を得ながら、関係者、関係団体と連携をとり合って、一層の安全管理に努めたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（河杉 憲二君） 実は、この子ども110番というのは、現在、主に青少年育成連絡協議会、青少年地区会議が主に実は取り組んでおりまして、子ども110番というのは、警察署からプレートをもらって、それぞれお願いした家に張っていったわけなんですけれども、やっぱり雨風にさらして薄くなるわけですね。それでは意味がないということで、地域の方々が目立つ旗にしようということで、きょう、持ってきたんですけれども、こういった旗をつくっているわけなんです。見えますか。

実は、これ1枚つくれば6,000円ぐらいするんですよ、旗と一緒に。大体、先日、松崎がつくったときには、1枚、2,000円ちょっとしました。一つの地区で、欲しいなと思っても、100枚つくれば、20万円を超えたんですよ、はっきり言いまして。非常に難しいわけですね。ですから、できる限り、本来なら、当初はこれ、警察の仕事じゃないかと実は思っていたんですけれども、そういった青少協が受けながら、地域でやろう、必要だということで、ある地区においては、青少協にそういった予算がないので、PTAとかいろいろな団体をお願いしてつくったという地区もあります。それから、PTAがお

金を出してつくったところもあります。いわゆるばらばらなわけですね。

本来なら、こういった活動というのは、実は市内全域でやった方がより効果的なんですよ、用意ドンでやろうと。ですから、地元の方々はボランティアなんですね。そのかわり、こういったものについては、行政がある程度支援して、大量に買えば安くなると。

御存じのように、2年前に山口市が市でつくりましたよね、2,000枚。これは入札をかけていますが、かなり安くつくっているわけなんですよ。国のそういった文科省の指導の中にも、子ども110番の家ということも、実は推進ということを言っておりますので、ぜひとも、これはある程度、行政サイドがその辺のところはやりましょうという姿勢を見せていただきたいなという気がしております。

また、安全マップなんですけれども、この文科省から出ている危機管理マニュアルの中にも、安全マップの推進ということを言っております。先ほど答弁がございましたけれども、安全マップの推進云々ということで。実はきょう、安全マップを持ってきました。こういうのですね。これは実は、同じ松崎地区でつくったんです、この前。これ、2,000枚つくりました。小学校の保護者家庭全世帯に配りました。2,000枚つくって23万円かかりました。お金をどうしようということで、それぞれ、頭を下げ、実はお金を何とか工面したわけなんですけれども、しかしながら、松子連と一緒につくったんですが、次はもうつくれないねという話になっております。

御存じのように、安全マップも、この必要性ということを危機管理マニュアルでうたっております。大阪府は、府を挙げてそういった支援体制をつくろうということをやっております。確かに、大阪府はいろいろな形で事件が多いまちですので、それぞれの自治体に府が支援して、できるだけこういったものについては助成しようじゃないかという動きが出てきております。ですから、全部が全部、市がつくってくれというわけにはいきませんが、こういった作成等々においては、やり方次第で安くなるかと思うんですけれども、幾ばくかの上限を決めての助成制度があってもいいのではないかと。これは、子ども110番の旗もあわせて、ぜひとも考えていただきたいなと思っておりますので、これは要望しておきます。

いずれにいたしましても、私、いつも思うんですけれども、今回、市民や子どもたちの防犯対策について御提案や要望をいたしましたけれども、それはほんの一部だと思っております。日常生活を送っていく上で、やっぱり安全で安心して暮らせるということは大前提であろうかと思えます。多くの市民の方々、地域の方々が、高い関心を持っている今、やはり行政として果たす役割も大きいのではないかと考えております。現在行っている防犯対策の事業をいま一度検証されまして、市民の皆さんが安全で安心して暮らせるようなま

ちづくりに鋭意努力されることを切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保 玄爾君） 以上で20番、河杉議員の質問を終わります。

ここで、15分ほど休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 3時 1分 開議

○議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。少し暑いようですので、温度を2度ほど下げましたので、我慢してください。

それでは、次は、17番、高砂議員。

〔17番 高砂 朋子君 登壇〕

17番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。12番目ということで、皆様におかれましては大変お疲れのところではございますが、最後までよろしくお願いいたします。通告に従いまして質問させていただきます。

最初に取り上げさせていただきます項目は、河杉議員と重なり、執行部におかれましては重ねて答弁をいただくこととなり、大変申しわけございませんが、それだけ求められている重要課題であり、急を要する問題であるということをお酌み取りいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、子どもの安全、防犯対策について、2点お伺いいたします。

まず、学校での安全、防犯対策についてお伺いいたします。

2001年6月発生した大阪池田小での凶悪な事件を機に、文部科学省では、学校の危機管理マニュアルを策定し、二度と同じ悲劇を繰り返すまいと、全国に通達を出しました。しかし、悲劇はとどまらず、2003年に全国の学校で起きた外部侵入者による凶悪事件は、1993年の2倍以上、99件に上りました。今や、悲しいことではございますが、学校は必ずしも安全な場所ではなく、今すぐ事件が起こっても不思議ではない、現代社会の不安定な状況を考えれば、さらなる危機管理対策をとることが急がれます。

弱者である子どもたちが日々集う学校に十分な安全対策をとる責任が行政にはあります。とはいえ、防犯対策の取り組みを教職員だけに求めるには無理があります。行政のサポートにより、安心して教職員と子どもたちが教育活動に取り組めるような、さらなる体制づくりをお願いするものです。

そこでお尋ねいたします。現在、市内それぞれの学校で生徒・児童数や立地環境、校舎の構造なども踏まえ、危機管理マニュアルが作成されていると思いますが、その作成状況

及び今までのお取り組みと取り組まれた上で見えてきた課題をお聞かせください。

また、今後の具体的な対策はどのようになっているのでしょうか。以下の点について、子どもたちの安全を考えたとき、本市としても積極的に取り入れるべきと考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

第1点目、不審者侵入経路となる場所への防犯カメラや門扉、フェンスなどの設置。

2点目、学校内の暗がり解消のための防犯灯の設置。

3点目、不審者侵入時の校内緊急連絡、通報、避難体制の強化及びそれに基づく児童・生徒を含んだ防犯訓練の実施。

4点目、人的体制の強化という面で、スクールガード、学校安全警備員の配置。

この4点でございます。

ことし2月の大阪府寝屋川市中央小の教職員殺傷事件に見られるように、いろいろな対策を講じて、教職員だけでは限界があり、十分対応しきれないため、ここに来て、全国の流れとして、学校の安全を守るための警備員を配置することが求められています。各学校に設置というのは無理としても、ある一定の地域内の学校を担当し、各学校の警備ポイントを定期的に点検するとともに、巡回、警備に当たるといふものです。こういう時代になってほしくはありませんが、学校周辺には時々警備員が回っているぞというの大きな抑止力になると思います。

次に、通学路における安全、防犯対策についてお伺いいたします。

小中学生の略取、誘拐事件は、2003年、全国で112件発生。そのうち、57件が通学路上でした。子どもたちをねらった犯罪急増に伴い、学校、PTA、地域、警察などが連携し、具体的な施策を進めていく必要があります。本市においても、不審者問題については各所で報告され、広域化と増加傾向がある中、小・中学生への防犯ブザー支給など、さまざまなお取り組みをさせていただいており、また、さらに前向きに御検討していただいている施策もあることと存じます。

そこでお尋ねいたします。通学路はほとんどが地域住民の方々の生活の場近くにありません。今回は、地域ぐるみ、町ぐるみという点から、何とかして、実効性のある具体的な安全な防犯対策を行政支援により講じられないかと思ひ、以下の点について、本市としての御所見をお伺いしたいと思います。

1点目、子ども110番の家の設置と市内全域統一の「子ども110番の家」と書いたのぼりの支給。

2点目、老人会、自治会、町内会、PTAなど、自主防犯組織への支援強化及び地域の防犯力強化のための啓発。

この2点でございます。

子ども110番の家ののぼりに関しては、各校区、取り組みはさまざまで、また全域にあるわけではありません。まだ、わずかな校区のみと言っていいでしょう。子どもたちを地域で守ろうという、各校区内の青少協、PTA等で資金捻出の御苦労をされているのが現状です。こののぼりの設置も地域の防犯力強化になると思いますが、さらに全国的には、地域の住民の方が中心になって、子どもたちの下校時に合わせ、目立つ色のジャンパーや帽子を身につけたり、自転車や車に「見回り中」のステッカーを張るなどして巡視するなど、不審者から子どもたちを守るという取り組みが広がっています。

子どもたちを歯どめのきかない犯罪から守るためには、市民の方、一人でも多くの方に子どもたちを守るという意識を持っていただくこと、その目を向けていただくということが大切だと思います。そのリーダーシップを行政がとるべき大事な時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

本市がことし3月に発表した、防府市次世代育成支援行動計画には、笑顔あふれる子どもの育成を市の重点プロジェクトの一つとして、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んでいきたいとの趣旨から、さまざまな今後の取り組みが策定されています。どうぞ、この策定が、子どもたちの大切な生命を守るプランとして、一つひとつ着実に実行されることを強く願い、この項の質問を終わります。

次の項の質問に移ります。

オストメイトの方々の対応の福祉充実についてお伺いいたします。

人工肛門、人工膀胱保有のオストメイトの方々は、全国には約30万人、年間約4万人ずつふえていらっしゃるそうですが、その方たちが安心して外出できる環境づくりを前進させるために、本市においても、その方たちが常時使用しなければならないパウチ購入の補助などの施策をとっていただいております。喜ばれているところです。しかしながら、十分とは言えない面もございます。

そこで、お伺いいたします。市内の公共施設にオストメイトの方や乳幼児連れの方、身体障害者の方などが利用しやすい多目的トイレの設置及び整備・改修についてのお考えをお聞かせください。

平成15年には、山口県福祉のまちづくり条例がオストメイト対応の施行規則を盛り込み改正されております。だれもが利用しやすい環境の整備を目指すユニバーサルデザインの考え方を踏まえた福祉のまちづくりを推進するための取り組みで、県内に新設の公共施設への設置はもちろんのこと、既存の施設への改修も進んでおります。大事なことは、オストメイトの方への対応を考えていくことで、だれもが安心して利用できる多目的なトイ

レ設置という幅広い福祉充実につながっていくということです。

市内には、現在、139名の方が この数字は市に申請していらっしゃる方のみですので、もっと多いかもしれませんが、この方たちがストマ用装具をつけて、さまざまな御苦労をされながら生活していらっしゃいますが、この方たちへの優しい対応を考えていくことで、その何倍もの方たちへの福祉充実になっていくと思います。

本市においても、多目的トイレは新設された大道駅に設置、来年6月に完成予定の新図書館にも計画されているとのことですが、あとは勝坂にございます簡易トイレを悠久苑に設置していただいております。現在、市内中心部には、安心して利用できる公共施設の多目的トイレはございません。

そこで、市のさまざまな意味で中心的な存在である市役所に、安心してだれもが利用できる多目的トイレの設置をいま一度お考えいただけないでしょうか。また、市の福祉施設の中心的存在である文化福祉会館の公共トイレは、とても福祉と名のつく公共施設のトイレとは言いがたいものです。2段の階段つきの狭い入り口、滑りやすいタイル、薄暗い内部、どれをとっても福祉充実の元気を支え、温もりのある施設とは言えないのではないのでしょうか。整備・改修が強く望まれるところです。

来年は、駅北に、市内外といわず県外の方からも注目を浴びるであろうすばらしい施設ができます。観光にも力が入り、多くの方がこの防府市を訪れてくださるでしょう。市内の方はもちろんのこと、市外から訪れた方々から、温かい町だなと思っていただくためにも、ぜひとも御一考いただきたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 17番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、オストメイトの方々の福祉施設の充実についてということで、市内の公共施設への多目的トイレの設置についてお答えいたします。

高齢者や障害者の方々が外出しやすい環境をつくるためには、利用しやすいトイレが多くの施設で整備されていることが必要であることは十分認識しており、多目的トイレにつきましては、近年建築した施設には設置をし、これから建築予定の施設においても整備を予定しているところです。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在、市内の公共施設における多目的トイレの設置数は極めて少ないというのが否めない実情です。

そこで、市役所や文化福祉会館に多目的トイレの設置をということですが、既設のトイレを改修し、便房内にオストメイト対応の設備を設置するためには、かなりの広さが必要となりますので、現在のトイレのスペース内での設置は難しく、また、他の場所での設置

につきましても非常に困難な状況でございます。

しかし、今後も、公共施設においてトイレを新設する際や、改修が可能な場合には、オストメイトの方や乳幼児連れの方、身体障害者の方などが利用しやすい多目的トイレの設置を目指して、福祉の充実を図ってまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） オストメイト対応の多目的のトイレの必要性は、市長の方も十分承知していただいていると拝しました。

県内の市庁舎に設置されている状況を御紹介いたしますと、既存施設への設置は大変難しいとされている中ではございますけれども、下関、宇部、山口、下松、光、美祢、柳井、この7市において設置をされております。

今、壇上でも市長の御答弁にもありましたが、また、平成14年9月にも同じように御答弁をいただいているわけなんですけれども、既存の身障者用のトイレに温水シャワー等の設備を設置するためにはかなりの広さが必要となりますのでというお答えでございましたけれども、広さだけの理由でしたら、私、ここにトイレプランというものを出示してきておりますけれども、社団法人日本オストミー協会推薦プランというのがあるんですけれども、それによりますと、2メートル掛ける2メートルで、すべてのものがおさまるとなっております。広さ的には、市庁舎内の身障者用のトイレの改修は、広さだけでいえば可能ではないかと素人判断ではございますが、思っております。

また、先ほども壇上で御紹介いたしましたけれども、県が福祉のまちづくり条例の改正に伴って、既存施設のトイレを改修して、多目的トイレの整備を一気に行いました。市内にある県の総合庁舎もその一つでございますが、改修内容としては、パウチの洗浄のための水洗、手荷物のたな、衣服を掛けるフック、汚物入れ、ベビーシート、案内表示、こういった6項目がございましてけれども、県の事業費としては、この1期に行った12カ所の合計で900万円。1カ所平均75万円となっております。

このように、今、御紹介したのは、広さであるとか、事業費、大変なお金ではございますけれども、広さ、事業費ともにあわせて、もう一度、調査・研究をしていただき、何ともしても市内にさまざまな方が安心して利用できる多目的なトイレ設置を御一考願えたらと思っております。

こういった広さ、また事業費の面でお聞きいただいたわけなんですけれども、もう一度お伺いいたします。いかがなものでしょうか。市長、もう一回、御答弁よろしく願います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私が就任した時分に、市役所のトイレは洋式の便器がなかったんです。これは、高齢者の方々にとっては大変難儀なことございまして、就任直後に、これはすぐ改修してほしいということで、現在の1号館から順次、1号館の1階、2階、3階というような感じで改修していただいた記憶があるんでございます。

今、それぞれの立場の中で、高齢者の方もおられる、また乳幼児の方もおられる、いろいろな御不自由をされておられる方が、公共施設、なかんずく市役所とか、あるいは文化福祉会館というように、頻繁に出入りされるようなところについては、そうちゅうちょすることなく、きちっと整備に取り組んでいくべきではないかと、私、個人的には感じております。庁舎内の改築と申しますか、若干の手を加える予定なども近々あるかと思っておりますので、そうしたときに、議員の御指摘なども踏まえて改修できますように努めてまいりたいと思っておりますので、若干の時間をちょうだいできたらと思っております。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） 少しでも検討の余地があると、私はお伺いいたしましたけれども、たくさんの方が安心して利用できる公共施設のトイレというものは必須条件だと思います。どうか、御一考よろしく願います。

文化福祉会館のトイレの件でございますけれども、昔から「ぶんぶく」の愛称で親しまれたこの施設も、福祉関連の手续や所要で訪れる身障者の方が大変多いことから、安心して利用できるトイレへの改修は、たくさんの方から望まれているところだと思います。私も、久しぶりにあそこに行ってみましたけれども、現状は、先ほど壇上で申し上げましたように、車いすの方はもちろん無理ですし、つえをついている方にしても、大変入りにくいトイレでございました。公共トイレというのは、だれもが利用しやすいものでなければなりません。また、その反面、管理していくことの難しさもあることは、私も存じております。しかしながら、だれのものかといえば、それを利用したい、必要とする人たちのものだと思います。管理する側の都合によって利用できないとか、利用しにくいとかなれば、それは利用できるようにするための協議であるとか、取り組みが必要だと思います。

何度も申し上げますけれども、皆さんが本当に安心して利用できる、そういった公共トイレの一つではございますけれども、そういった設置また整備改修をよろしく願いして、この項の質問は終わりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、子どもの安全・防犯対策について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 子どもの安全・防犯対策についての御質問にお答えいたしま

す。

まず、各学校での危機管理マニュアルの作成状況と課題及び今後の対策についてですが、各小中学校では、危機管理マニュアルが作成され、毎年その見直しが行われております。昨年度は、市内全小学校及び中学校3校で、警察と連携して学校内への不審者の侵入に備えた避難訓練を実施し、警察署からの具体的な指導をもとにマニュアルの見直しと改善がなされております。

本年度並びに来年度の2カ年で、小学校では、特に登下校のときなど、学校外で不審者に遭遇した場合を想定した児童の不審者対応訓練を、中学校では、学校内への不審者の侵入に備えた避難訓練を、警察と連携して市内すべての学校で実施する予定であります。

以上のような、各学校の取り組みを継続し、その内容をさらに充実させること、また、不審者が徘徊しにくい地域づくりや、不審者の早期発見、早期対応など、地域や各関係機関、関係団体との連携をさらに強化していくことが今後の課題であると考えています。

次に、今後の対策として、子どもの安全・防犯対策に関し、不審者の侵入経路となる場所へ防犯カメラ、門扉、フェンスなどの設置をとということですが、学校の現状として、学校の正門、通用門等を含めた出入り口はそれぞれ数カ所あり、施錠ができる箇所、できない箇所があります。また、校地周辺にフェンス等がなく、外部からの出入りが自由な学校が多いのが現状です。児童・生徒の安全対策から、議員御指摘の門扉、フェンス等の設置要望も学校からあります。限られた予算の中での対応となりますが、施設整備全体の中で、学校と協議、検討してまいりたいと思います。防犯カメラの設置については、予算的なこともさることながら、設置後の監視体制についてもさらに検討すべき点があるかと思っております。

次に、子ども110番の家設置と市内全域統一の「子ども110番の家」と書いたのぼりの支給についてでございますが、先ほどの河杉議員の御質問でもお答えいたしましたように、児童・生徒の緊急避難場所として、平成10年9月、警察においては、子ども110番の家と書かれたプレートを設置し、平成17年4月現在、市内では528カ所を数えております。

市内では、その所在をより明確にするため、牟礼、松崎、西浦、佐波、小野、右田の6地区におかれては、のぼりを自主作成して立てておられます。こののぼりにつきましては、現時点では防府警察署所管の防犯対策協議会等からの助成はないとのことですが、製作費用の軽減の御要望の地区もありますので、共同購入を含めて、今後検討したいと考えております。

続きまして、地域での自主防犯組織への支援強化及び地域の防犯力強化のための啓発に

ついてでございますが、御提言のとおり、できるだけ多くの市民の皆様にご子どもたちを守るという意識を持っていただくことが求められており、防府市教育委員会といたしましても、あらゆる機会に、地域のご子どもは地域で守り育てるとことごの啓発に努めております。また、各種青少年育成団体をはじめ、地域の諸団体におかれましても、既に自主的に取り組みをいただいているところでございます。今後とも、それぞれの地域でさまざまな取り組みが展開されますようお願いいたします。

防府市教育委員会といたしましては、PTAや地域の諸団体及び関係機関との連携を密にし、ご子どもたちの一層の安全管理に努めてまいりたいと存じますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

3番目に、防犯灯の設置についてお答えします。

校舎や屋内運動場などの建物には、安全に配慮した街灯を設置しているところですが、個々のケースについては、学校と相談の上、協議、検討してまいりたいと思います。

最後に、スクールガード、学校安全警備員の配置についてですが、学校では、危機管理マニュアルに沿った各学校独自の実効性の高い危機管理マニュアルの策定及び防犯訓練の実践を進めていくこと、また、学校と地域の諸団体あるいは警察との連携を進めていくこととともに、教育委員会としましては、スクールガードの配置も含めた児童・生徒の安全確保のための体制づくりについて検討してまいりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） 教育長におかれましては、多項目にわたる御答弁、本当にありがとうございます。先ほどの先輩議員の河杉議員とダブって大変申しわけないんですけども、二、三点お伺いしたいと思います。

不審者の侵入経路を特定することは、学校の大きな、広い敷地内でございますので、特定することは大変難しいと思いますが、先ほどの御答弁にありましたように、小・中学校の点検をしていただいたようでございます。私も、要望としては、学校周りの点検をしていただきたいとずっと思っておりますので、これはよかったなと思っております。

防犯センサーであるとか、防犯カメラであるとかというのは、さまざまな予算的な問題がございますので無理かとは思いますが、全国的に見ましたら、侵入者が入ってきたことをいち早く感知して、それに対応するというごことで、全国的にも広がっているように新聞紙上でも紹介されておりました。そのようなときが来ないのを祈るばかりでございますけれども、引き続き、学校の周辺のさまざまな侵入経路の点検をお願いしたいと思います。

また、防犯灯の設置ということでございますけれども、これは、学校との相談、また協

議の上、進めていきたいという御答弁をいただきましたので、安心をしております。夏時間は大丈夫かもしれませんが、冬時間ともなりますと、吹奏楽部の部活も盛んな学校もございますし、帰りの時間は大変遅くなります。薄暗い中で子どもの下校が始まるわけです。また、最近盛んなスポ少の子どもたちも出入りをします。暗がりの解消のための防犯灯の設置は大事な防犯対策だと思いますので、これは早急に点検をしていただき、設置をしていただきたいことを要望いたします。

それから、要望ばかりで申しわけございませんけれども、次は、不審者対応の訓練を実施ということでございましたけれども、今年度は全校にいろいろな形で防犯訓練を実施していきたいとの御答弁をいただきました。昨年12月に、私も一般質問で取り上げさせていただきましてけれども、学校でも話題にする、家族の中でも話題にするということを考えれば、できれば保護者の方も巻き込んでの不審者対応の防犯訓練を実施していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員御指摘の保護者の方々もこの訓練に参加ということですが、市内の学校でも、何校かはそういった格好で、保護者の方も入っていらっしゃるようです。これは、子どもさんの安全のためでございますので、御家庭と、あるいは地域と学校一体ということでございますので、時間が許せば、ぜひ御参加いただきたいと思います。そういった方向でもって手はずを整えたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。私も一母親として、このようなことが広がっていくことを強く要望いたします。

それから、スクールガードの取り組みについてでございますが、6月、7月と、県内の3市でスクールガードの養成講習会というのが開催され、また開催の予定でございます。これは、文部科学省、山口県、また教育委員会の主催で開かれたわけなんですけれども、山陽小野田市では6月11日に、周東町では6月19日に、また、これからなんですけれども、7月10日には長門市でスクールガード養成講習会というのを開くようでございます。対象者としては、幼稚園であるとか、学校の管理職の方、またPTA、子ども会、自治会や老人会、地域の団体長やさまざまな有志の方をお招きして開くということでした。いずれは県内すべての地域にスクールガードを組織することを目指したいとの意向もあるようですので、我が市においても、いち早く導入を検討していただき、地域ぐるみの学校安全体制の整備に着手していただきたいことを強く要望したいと思います。

ここで、簡単な新聞の記事を御紹介したいと思いますが、これは、さきの6月9日、中国新聞に載っておりましたが、「学校防犯予算1億3,600万円」という見出しがついております。これは、お隣の広島県の廿日市市というところの提案でございますが、今回の市議会の定例会に提案をされる補正予算に盛り込まれるということでございました。9万人の人口の小さなまちではございますけれども、保育園、また、各地区の留守家庭児童館にも常駐させる、そういったたくさんの方を巻き込んでの大きなプロジェクトになるようでございます。市内13地区での住民による登下校見守りや、パトロール活動を支援するために参加者の保険料を市が負担するとか、笛や名札、蛍光色のベストを600人分購入して貸与するとか、そういった取り組み。また、正門などに2台ずつ防犯カメラ、センサーも設置するとか。それは何のためかという、不審者を職員室でチェックする、そういったことであるとか、スクールガード的なものも含めているようでございます。

この廿日市市内では、殺傷事件が未解決のままのほか、3月末以降、小学校の一つで、3度にわたり脅迫状が届いている。そういったことをかんがみでの勇気ある決断だということでございます。この1億3,600万円という大きな金額でございますけれども、国や県の補助はなく、財源は財政調整基金を取り崩すということで、市としては「財政は厳しいが安全はお金にはかえられない。議決が得られれば、7月から対策に着手したい」と語っていると、これは6月9日の記事でございます。

私たちが住んでおります防府市において、子どもたちにまつわる大きな事故、事件が起きていないことは本当に幸せなことではありますけれども、いつ起こるともわからない世相でございます。私も、一人の母親として思うわけですが、どうにかして子どもたちを守らなければならないということを日々思っております。子どもたちに対する大切な施策、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

それから、もう1点は、防犯のための子ども110番の旗の件でございますが、先ほど、河杉議員がかなりいろいろ御紹介されておりましたので、私は割愛させていただきますけれども、旗を共同購入するという御答弁でございました。子どもたちのことを守る、安全であることなので、何としても私としては市でいろいろな施策を講じていただきたいんですけども、経費がかかって大変だということは私も承知しておりますけれども、これは市としての全面支給なんでしょうか、それとも、あくまでも補助していただく、そういった見解なんでしょうか、その辺を明確に御答弁いただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

共同購入することによって、1枚の単価が非常に安くなるというメリットがございます

ので、まずはそういった方法。それから、市からという辺は、ちょっとこれは担当のところと御相談しなければいけないので、そういったことも含めて総合的に、こののぼりの件について検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。

当面は、共同購入することによって、先ほどもありましたように、1枚であれば6,000円かかるんだけれども、何百枚とやれば、1枚2,000円ぐらいで上がっていくと。もっと数がふえれば、もっと安くなるかもわかりませんし、要するに経費の軽減ということについて、英知を集めて進めたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。この旗は、私も台道に住んでおりますのでよくわかるんですけども、北の方に行くと、小鯖の方に行けば、黄色いのぼりがたくさん立っている。また、小郡の方に向いていけば、鑄銭寺や陶の方を通るわけなんですけれども、やはり、鑄銭司や陶の方に行くと、途端に黄色いのぼりがたくさんはためいている。こういったことが大きな抑止力になるのは、全国的にも言われているところでございます。共同購入、また、いろいろなことで、今から御検討していただけるかとは思いますが、地域の防犯力の向上、また抑止力の向上のために、ぜひとも早急に実施していただきたいと思います。

地域ぐるみが必要なキーワードだと思います。地域の方々が子どもたちを守っていこうというお気持ちはたくさん持っていてくださいます。それを行政でしっかり後押しをして、取り組んでいきたい大事な施策ではないかと思えます。どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で17番、高砂議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） お疲れのところ恐縮です。最後の一般質問となりました。いましばらく御協力願います。それでは、通告に従いまして質問いたしますので、よろしく願います。

まず最初は、多々良学園高等学校跡地の有効利用についてお尋ねいたします。

第1点目、墓地公園整備計画についてでございます。

大光寺原霊園は昭和58年、都市公園墓地として供用開始をし、2,072区画を有し、平成21年度には貸し出しのすべてを終了する状況からして、平成13年と平成15年に

同僚議員が新しい墓地公園の必要性を訴え続けてこられた中で、市長は、新火葬場周辺については法的あるいは周辺地域の問題もあり、今後とも新墓園等整備検討協議会の中で調査、研究を継続してまいりたい、当面の墓地需要対策として、既存の市営墓地の中に散在している無縁墓地を整備し、墓地需要に対応してまいりたいと明言されています。

また、市民生活部長は、7カ所の市営墓地のうち、羅漢寺墓地約100区画、中河原墓地約200区画の無縁墓地が確保でき、平成15年から羅漢寺墓地の整備手続を開始し、引き続き中河原墓地に取り組んでまいりたいとのことでした。

そこで、お尋ねいたしますが、現在の進捗状況と中河原墓地の調査はいつごろからかかるのか、お聞かせ願います。特に市街地の中にあります中河原墓地については、隣接する国有地が幾度となく競売されるが、買い手が見つけません。かつて同僚議員が駐車場の必要性も提起されたことがございます。今、仮に中河原墓地に約200区画の無縁墓地を順次整備され、公募されたとしたら、市内一円から200台近い車が、盆、正月、彼岸に来るわけで、駐車場対策をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。このことは、他の墓地についても言えますので、申し添えておきます。

私は、今日までの周辺土地所有者の心情を察するとき、周辺を伊吹などで囲み、無縁墓地を整備され、緑や低木、あずまやなどを整備され、公園化するなどの環境整備をしてあげることが市の責務であろうかと思えます。そうしたことから、現在進められている既存の無縁墓地を整備し、墓地需要に対応されようとする考えは、逆に大変なリスクを伴うことを申しておきます。

そこで、第2点目の多々良高等学校に貸していた市有地サッカー場の一体利用についてでございます。

多々良学園高等学校は、明治11年、曹洞宗専門学支校として山口瑠璃光寺に創設され、明治35年、曹洞宗第4中学林として防府市に移転され、その後、多々良中学校、多々良学園へと改組され、今日に至っておられます。その間、決して平坦な道のりではなかったと伺っております。市内高等学校の増設、競輪場の開設による教育環境の悪化など、何度となく九州方面への移転問題が取りざたされた中、曹洞宗宗務長と同窓生の力強い結束と支援のもと、大英断により平成16年に学園都市大道へキャンパスを移転され、市当局も挙げて支援され、今日の大道地域の発展はもとより、各方面からも注目されるなど、相乗効果をもたらしています。こうした背景のもと、学園跡地の活用についても、市は全く無視もできないと思えます。

まず、土地の面積は、学校用地が3万2,044平米、市が貸していたサッカー場が8,743平米、計約4万787平米でございます。この土地の有効利用となると、公道

がないことなどから、返還後の市有地の処分または利用についても非常に難しいと言えます。したがって、もとの市設球場のスタンドの一部を解体し、公道としての整備をするしか一体利用が図られないと存じます。そうしたことから、学園当局も跡地の有効利用については大変苦慮されていると聞いております。

そこで、冒頭触れました市長の市墓地公園整備計画については、新墓園検討協議会の中で調査、研究を継続してまいりたいと申されていることから、学園跡地と市有地を一体利用し、大規模公園墓地（仮称）花と緑のメモリアルパークとして整備されたいかがか、幾つかの御提案を申してみたいと思います。

近年の市営墓地は、公園墓地としての整備が望まれるところですが、都市計画法上での公園墓地の区分など、かなり厳しい基準があり、相当の面積を必要とします。我が市でも、今日まで、新火葬場など幾つかの候補地は上がるものの、地元の調整が難航し、実現性に乏しいのが実態と言えます。学園一体の背後地には国分寺さんがかなりの山林をお持ちでございます。今後の展開次第では有効に活用できるのではないかと思います。

群馬県前橋市の嶺公園では、72ヘクタールの山林を買収し、自然を生かし、ピクニック広場、水の広場、冒険の森、そして四季を通じての花や低木を植栽し、そうした中に芝生墓地、平面墓地、林間墓地、移転墓地、動物墓地そして納骨堂が配置されています。

一方、旧学園の建物については、本館を残し、学園発祥の記念館とし、天満宮国分寺、そして毛利邸を配した歴史美遊感計画をもとに、例えば歴史資料館を柱とし、ガーデンセンター、カルチャーセンターなど、市民の憩いの館、各種研修の場として幅広く利用することも考えられます。かねてから、大平山に花と緑の園構想がございます。こうしたことから、大規模公園墓地、（仮称）花と緑のメモリアルパークとしての整備をし、歴史と伝統ある多々良学園発祥の地として後世に伝えていくことをぜひとも御検討いただきたく、御当局の御所見をお伺いいたします。

次に、産業廃棄物処理施設ごみ焼却場の整備計画についてお尋ねいたします。

近年、生活様式の多様化により、多岐にわたる大量のごみが廃棄されております。我が市でも、一部のごみはリサイクルされているものの、大半のごみが焼却施設か破碎施設にて処理されております。このごみ焼却施設は昭和57年に建設され、破碎施設は昭和54年に建設され、いずれも24年の歳月が過ぎ、老朽化が進む中、ごみの減量化や適切な管理に努められながら延命策を講じておられます。

平成9年、当時、ダイオキシンの発生が社会問題となり、施設の更新時期でもあることから、改築が大規模改修かの検討がされ、厳しい財政状況を踏まえ、ダイオキシンの削減対策として、平成11年、12年度の2カ年で約19億円をかけて大規模改修がされまし

た。しかしながら、施設全体の老朽化が進む一方、平成12年度、循環型社会形成推進基本法が制定され、ごみの減量化やさまざまなリサイクル法が施行され、さらに、京都議定書の発効により、ごみの減量化と資源の再利用への取り組みが強く求められようとしています。

今年度から、国の行政改革の一環として、施設整備費国庫補助金制度が廃止され、新たに循環型社会形成推進交付金制度に移行されました。この交付金の目的は、資源の有効利用を図るもので、発電や給湯などの余熱利用を行うこと、また、リサイクルセンターでは、不用品の補修、再生品の展示などの事業をあわせて行うことが交付の対象となっております。この交付を受けるためには、国・県及び市で構成される循環型社会形成推進協議会で協議をし、地域計画を作成することとなっております。新たな交付金制度により、今日まで県に提出されている山口県ごみ処理広域化計画は、平成23年から平成25年となっております。早急に地域計画を策定しなければなりません。

そこで、現時点における取り組みをお聞かせ願います。また、我が市は単独市制となり、新たな焼却施設やリサイクルセンター建設に要する総事業費はおおむね百数十億円以上であろうかと思われます。現時点における年間消費量は、ここ10年間、ほぼ平均を保っているようですが、今後、3品目の分別収集などにより、どのように推移することが予測されるか、また、巨額の財源が必要であることから、財政見通しはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、余熱利用についてでございますが、発電や給湯などの余熱利用が考えられます。現在、防府スポーツセンターにあります市民プールも改築時期に来ております。クリーンセンターから発生する余熱を有効利用する温水プールと、介護予防センター、トレーニングジムなどを中心とした健康増進施設の併設も考えられます。さらには、この施設の建設維持管理、運営等、民間の資金、ノウハウ等を活用し、民間主導で効率、効果的に実施するPFI方式(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)を取り入れることも検討すべき事柄と思います。既に、先進都市では実施されておりますが、契約期間が15年ということもあり、成果が出ておりませんが、お考えがごありならお答え願います。

最後に、処理施設用地取得計画についてですが、平成5年度と平成10年度に、隣接地1万7,266平米、約8億2,000万円を防府市土地開発公社にて先行取得され、今年、3月末現在、約9億6,900万円となっております土地ですが、今回示された中期財政見通しの中に買い戻し計画が含まれているのか、お尋ねいたします。

いずれにいたしましても、全体計画、特に余熱利用計画が決まらないと、さらなる用地取得ができません。これらのことを踏まえ、環境に配慮した自主性と創意工夫を生かした

立派な施設建設に向け、鋭意努力されますことを願い、壇上からの質問を終えたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 22番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、廃棄物処理施設の整備計画についての御質問にお答えをいたします。

現在、クリーンセンターでは、大量に廃棄されたごみを焼却、破碎及びリサイクル施設等の中間処理施設にて処理をし、リサイクル及び埋め立て等の適正な最終処分を行っております。

施設の維持管理につきましても、計画的な補修や適正な運転管理により施設の延命に努めており、平成11年、12年度に多額の費用をかけ、大規模改造にてダイオキシン類の削減対策を実施し、安全で安定した処理を行っているところでございます。

焼却施設や破碎施設につきましては、供用開始後20年余りが経過し、施設更新計画の必要性については承知しているところでございます。

まず、最初に、循環型社会形成推進地域計画策定の取り組みについてお答えいたします。

国の三位一体の行政改革の一環により、平成16年度までの廃棄物処理施設整備費国庫補助金制度が廃止され、平成17年度より、新たに循環型社会形成推進交付金制度が創設されたところです。

議員さんの御指摘のとおり、この交付金を受けるためには、国・県及び市町村で構成する循環型社会形成推進協議会にて循環型社会形成推進地域計画を策定し、協議をする必要がございます。よって、山口県ごみ処理広域化計画との整合性を図りながら、今後のごみ処理基本計画の改定とあわせて、この地域計画の策定をも早急に進めてまいりたいと考えております。

なお、この計画には、現在、分別収集を行っていない飲料用の紙パックその他プラスチック製容器、その他の紙製容器の3品目の分別収集を実施し、焼却量の大幅な減量や資源化を推進させるとともに、資源の有効利用を図る循環型社会形成のためのリサイクルセンターの整備も考えているところでございます。

次に、PFI方式による民間活力の導入についてのお尋ねですが、新設のごみ焼却施設は熱回収率10%以上または発電効率10%以上の余熱利用施設のある焼却施設が交付金の対象となりますので、当然、余熱を利用した施設整備が必要となります。

この余熱利用施設としては、クリーンセンターの電力を賄う発電施設や市民の健康増進施設としての温水プール等々が考えられますが、ごみ質による熱量や焼却量とも関連があ

りますし、また、ごみ焼却施設や余熱利用施設をPFI方式による資金調達、設計・建設及び管理運営を行うことについても今後の検討課題と考えておりますので、庁内組織での廃棄物処理施設建設協議会にて引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、廃棄物処理施設用地の取得計画並びに中期財政見通しについてお答えいたします。

廃棄物処理施設につきましては、12万市民の快適な生活環境を維持する上で、なくてはならないものであると考えており、その必要性は認識しております。したがって、施設整備に必要となる予算措置等については十分に配慮し、計画的に対応していく所存でございます。

まず、施設整備に係る財政見通しについてですが、議員御指摘のとおり、私どもといたしましても、全体事業費は百数十億円程度になるものと考えております。この施設整備につきましては、PFIといった民間活用による建設も考えられますが、仮に国の循環型社会推進交付金制度での建設といたしますと、国からの交付金が3分の1あるものの、残りの75%が起債、それ以外が一般財源となり、巨額な経費負担への対応が求められることとなります。

この場合における財源対策ですが、まず、起債につきましては、これまで起債制限比率も考慮しながら起債の発行を極力抑制してきておりますし、今後も将来の建設に向けて計画的な起債発行に心がけていく考えでございます。

また、多額の一般財源につきましては、これまで決算余剰金を基金として十分確保しておりますし、今後、平成21年度までの中期財政見通しでお示ししておりますように、今後も安定的な財政運営に努めることとしておりますので、建設時に必要となる一般財源については基金で十分対応できるものと考えております。

次に、用地の取得計画についてですが、施設整備に必要な用地につきましては、過去に防府市土地開発公社が先行取得いたしておりますので、施設整備に当たっては買い戻しを行う必要がございます。この公社からの買い戻しにつきましては、中期財政見通しにおいて既に平成20年度、21年度に買い戻しの計画を見込んでいるところでございます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 市長から大変積極的な御答弁をいただきましたが、とりあえず、今申されましたように、制度がことしから変わったということで、今までみたいに単純なごみ施設などはもう認めませんよと、そういうことでございますから、私はあえて執行部の方に、どうしてもこういう大きな大事業だけに、早い時期に取り組んでいただきたいという意味で壇上から質問したわけでございます。

それで、二、三、担当部長さんに、壇上からも言っておりますけれども、最近の10年間のごみの取扱量、藤本議員の質問の中の答弁がございましたけれども、いま一度、改めてお願いしたい。そのことは、今後、3品目が導入されたとき、どういうふうに変動するかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう、端的にずっと言っておきます。余熱利用でございますが、現在、県内各市の利用状況を参考にお知らせ願いたいと思います。

それから、PFIの導入でございますけれども、市長さん御存じのように、コストの安い公共施設が提供されるということで、導入を今からの検討課題として取り組む決意をお持ちのようでございますけれども、何しろ長期間のペースであるし、果たして採算が合うかということが、これが一番大切なことでございます。

今、たまたま下関市さんが新博物館の建設をPFI方式で、このたび、6月議会で提案されておまして、まだ採決が終わっておりませんが、近い市町村においてもそういう取り組みが検討されておりますから、このことについては、十分、今後しっかり勉強して取り組んでいただきたいと思いますことを要望しておきます。

財政見通しですが、先般お配りいただきました中期財政見通しの中で、ちょっと数字が全然、並行で見えないわけですから、これは財政部長、ちょっと簡単をお願いしたいと思います。

それから、基本的な考え方ですけれども、基金のあり方でございますけれども、この市の大型事業につきましては、やはり、性質別基金といいますか、目的を持った基金の創設を当然取り組んでいかれるべきだと思いますが、その辺もあわせてお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 今の議員さんの御質問は、この資源の3品目を取り込んだときのごみの減量と申しますか、そういったものがどのように推移していくのかということと、それと、今の循環型社会形成に伴うところの施設には、ただ焼却するだけではだめだ、その余熱なりを利用したものをつくらなければならない、県内ではこういったところがそういうものを整備してあるかという御質問だったと思いますけれども、ごみ取扱量の推移ということでございますか。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 藤本議員にお答えされたでしょうが、ごみの処理実績といえますか、10年間の。大体、変動してないという報告だったと思うんですが、それが、今後3品目になったときに、言い方は悪いけど、今の処理方法がさらに細分化して、ごみ焼却されるから、効率的には3品目が出ても、私はアンバランスに、上手に行くんじゃない

かとか、そういうことをお尋ねしているわけです。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ごみの処理実績でございますけれども、元年から16年度まで、これは焼却量で申し上げますと、元年が約3万6,000トン、それから、6年が4万トン、7年が4万2,000トン、8年が約4万4,000トン、9年が4万5,000トン、それから10年が4万6,000トン、11年が同じく約4万6,000トン、それから12年が約4万5,000トン、それから、13年が4万3,000トン、14年が4万3,500トン、それから、15年が4万6,000トン、16年度が約4万9,000トンと、こういうふうな推移になっております。

それから、余熱を利用した施設でございますけれども、プールとしての施設でございますが、これは下関市、これはヘルシーランド下関という名称での温水プールを設置していらっしゃる。それから、周南地区の衛生施設組合、これは広域でございますけれども、アクアピアこいじ、これは温泉プールを設置してございます。それから、周陽環境整備組合、これはグリーンオアシス温泉プール。温泉プールとして設置していらっしゃるところは、1市の2組合でございます。

あと、プールではございませんけれども、公開していらっしゃるおふろにつきましては、山口県の中部環境施設組合と岩国市、この1市と1組合がおふろということで、一般市民にも開放していらっしゃるということでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） せっかく投げかけちよるんだから、迫力ある回答をしていただきたかったです。「10年間、おかげさまで余り変動しない推移で動いています。今後も、藤本議員が先ほど発言がありましたように、市民もできるだけごみの減量に努められますし、莫大な費用だけに、かまの容量も抑えていきたいと思う」とか、そういう答弁が欲しかったんです。（笑声）もう、それでいいです。

次、お願いします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほどの御質問でございますけれども、せんだって、中期財政見通しをお示し申し上げております。これは21年までということで、勉強会でもお話し申し上げましたが。その中で、歳出で投資的経費がでございますけれども、平成21年まで、順次、金額として計上させていただいております。

実際の改修工事、改築工事につきましては、平成21年以降になろうかなというふうに

思っておるんですがございますが、それまでに十分な財源も確保する必要もございます、一般財源でございますね。そのためにも、今、用地が、いわゆる土地開発公社の方で先行取得をいたしておりますので、これは、今、2カ所で大体10億円ぐらいの金額になるのかなと思っておりますが、その1カ所ずつを、20年、21年度で買い戻すというふうな計画を盛り込んでおります。

それから、2点目でございますが、大型事業の対応基金を検討してはどうかということでございますが、今、一般財源がかなりのものが要るということでございますので、必ずやらなければならない事業に対しましては、確実にその一般財源を確保するためにも、ある意味からは必要かなと思っておりますので、各市の状況等々も検討させていただきたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 温水プールにするか、発電にするかということが、今後の一番課題だと思います。それによって、さらに最終的な、また、隣接に以前から購入を求めようとしておる土地の問題が出てきますから、そういう面をとりあえず真っ先に方向を決めていただいて、そういう展開を立てて、しっかりした財政計画のもとに、すばらしいものをつくっていただきたいことを要望して、この項を終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は多々良学園高等学校跡地の有効活用について、生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、墓地公園整備計画についてでございますが、1点目の既存の無縁墓地を整備し、需要に対応する考え方につきまして、お答えいたします。

議員御案内のとおり、現在、貸し出しを行っております大光寺原霊園は、平成16年度末現在で、貸し出し可能となる残り区画は50区画となっております。これを今年度以降、毎年新規10区画に返還分を含めた区画の貸し出しを行った場合、平成21年度には保有区画の貸し出しはすべて終了する状況でございます。つきましては、毎年20区画程度の貸出区画を確保し、墓地需要にこたえる必要から、現在の市営墓地の無縁区画を計画的に整備していくことといたしております。

御質問の、整備の進捗状況でございますが、昨年度に無縁墓石の撤去を終えました市営羅漢寺墓地の無縁区画の整備を、今年度から予算の範囲内において実施することにいたしております。同墓地内の約100基の無縁区画を毎年15区画整備するといたしましても、約7年の期間を要することになります。中河原墓地につきましては、羅漢寺墓地の整備後に事業実施を予定しているところでございますが、御指摘のとおり、駐車場等についての

検討も必要と考えております。その際には、利用状況や地元自治会の意見をお伺いしながら協議してまいりたいと考えております。

また、墓地内の緑化等の整備につきましても、周辺の宅地化も進んでいる現状を踏まえ、住環境に配慮した墓地整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 続きまして、多々良学園高等学校に貸していた市有地を一体利用し、大規模公園墓地、仮称であります花と緑のメモリアルパークとして建設整備することについての御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、学園の移転につきましては、過去、紆余曲折がございましたが、平成16年4月、大道地区に無事開校されたことは記憶に新しいことと存じます。この移転に伴い、学園跡地に隣接する市有地8,743平方メートルは、昭和31年9月より学園に運動場として、サッカー場として貸与しておりましたが、平成16年、昨年7月にお返しいただいております。

また、学園が所有される跡地に対する市の基本的な考え方は、跡地を買収する計画は今のところありません。学園側から市有地と一体的な土地利用の要望・提案等が出されれば、相談に応じるということで一貫しております。したがって、学園所有の土地が跡地の大部分であり、返還された市有地は附属的なものでありますので、学園の動向を注視し、学園から要望・提案等がありましたら、そのときには前向きに検討してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 市民生活部長が言われました羅漢寺墓地、中河原墓地、当面の墓地需要対策としての無縁墓地を整備されるということですが、実は、市街地の中、私のごく近くに中河原墓地がございます。本来、墓地は、昔からお寺の境内か山の中、田んぼの中とか、ぽつんとあったり、その集落の方々の先祖が祭られていたもので、今日の車社会とはいえ、お墓参りはその近くの方が歩いたり、自転車で参っていかれるわけがございます。

そうした中で、とりあえず中河原墓地の今日までの状況につきまして、少し述べてみたいと思います。墓石図がないように、古くからずっと、護国寺さんが守りをされておりました。何でも、防府駅ができたときですから、明治31年の前ごろだと思いますけど、今の駐輪場の車券売り場の南に墓地が一部残っておりますけれども、あそこのまず移転がされ

たと聞いております。

それから、戦後、市に移管されまして、昭和24年に、旧国道2号線の工事のため、現在のチャンピアホテルやトヨタカローラのあたり一帯に石古曾墓地がございました、これを中河原へ移転されました。その後、近所の地主さんも、時代の変遷とともに百姓をやめられたわけですが、買い手が見つらず、金属回収業の方が買われてこられましたけど、車は積み上げられて、廃油は出る、環境が悪い状況がずっと続いてまいりました。

平成3年の台風19号によりまして、古いれんががもう風化しておりましたから、すべてが崩壊いたしました。市の方ですぐ復旧はされましたけれども、今言いました東側の一部が廃車を積み上げてあったために、工事ができない状況で今日に至っております。

5年前から事業も縮小され、2年前に御主人が亡くなられてまして、現在、更地にされております。したがって、お墓が丸見えの状況でございます。一日も早く塀を築いていただきたい。やはり、壇上でも申しましたように、時間をかけてでも、町中のすばらしい公園墓地としての整備をしてあげ、その周辺の土地が有効に活用できるよう配慮してあげるべきではないかと思うわけでございます。

そこで、申しましたように、今後、中河原に200の無縁墓地を整備された場合、駐車場をまずどうされるか。それから、羅漢寺にしましても、駐車場対策は、恐らく今の天満宮の駐車場をどうぞ勝手に使いなさいませと、それから、競輪場の駐車場を使えと、そういう考え方でありましょうと思えますけれども、私はずっと、最近の防府市の駐車場のあり方は、ちょっとそのあたりの管理運営が一体どうなっているかと思うわけでございます。安易に中河原墓地の今後の取り組みを200個の無縁墓地を整備されるといっても、まず、地元が賛成せんということは覚悟しとっていただかなければいけないことを申しておきます。

そうしたことから、先ほど総務部長が言われましたけれども、そういう問題がどんどん進むだけに、目の前にたまたま多々良学園の用地の問題が出ただけに、そういうものを一つ提案したわけでございますから、必ずしも墓地公園にこだわるわけではございません。老朽化した文化福祉会館の施設を生涯学習の場として、あそこを利用するののも一つの手だと思えますけれども、当面、無縁墓地を整備して、将来計画にのっとった、次の世代に十分対応できる公園墓地の整備というのを、やはりおろそかにできんと。じゃあ、すぐ求めるにしても、壇上で言いましたように、現状の新しい火葬場用地の取得は、実際、地元の環境からして難しい。そういうことやら、いろいろ参酌した上で、私が御提案したわけでございますから、どうぞ今後ともその辺をしんしゃくされて、考えていただきたいと思えます。

それから、現在、行政改革でも検討されております花木センターと公園緑地協会のあり方というものも当然、もう行革の中で取り組んでおることがわかります。そうした中での一つの提案として、大平山の花と緑の園の計画あたりを総称して、あの場にそういうものを移築することによって、すべてのことが解決もできますし、もう既に、やはず園の跡地が処分、不用地になっておりますし、あそこ一帯の有効利用というものも今後の課題が当然出てきますから、それあたりも包含されて検討させていただきたい、そういうことを要望しまして、すべての質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で22番、大村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4時19分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年6月21日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 松 村 学

防府市議会議員 山 下 和 明